

令和8年第2回久万高原町議会定例会

令和8年3月13日

○議事日程

令和8年3月13日 午後1時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第 5号 久万高原町国民健康保険柳谷診療所長の報酬等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 6号 久万高原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第 7号 久万高原町上下水道事業経営審議会条例の制定について
- 日程第5 議案第 8号 久万高原町四国カルスト牧場条例の制定について
- 日程第6 議案第 9号 久万高原町国民健康保険診療所条例及び久万高原町病院事業等統括事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 久万高原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 久万高原町姫鶴平コテージ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 久万高原町姫鶴荘条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 久万高原町林業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第16号 久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第17号 久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第18号 久万高原町建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第19号 久万高原町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第20号 久万高原町溪泉亭条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第21号 令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第22号 令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第19 議案第23号 令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算（第4号）
- 日程第20 議案第24号 令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補
正予算（第2号）
- 日程第21 議案第25号 令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第22 議案第26号 令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第23 議案第27号 令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算
（第1号）
- 日程第24 議案第28号 令和8年度久万高原町一般会計予算
- 日程第25 議案第29号 令和8年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 令和8年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予
算
- 日程第27 議案第31号 令和8年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予
算
- 日程第28 議案第32号 令和8年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 令和8年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 令和8年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第31 議案第35号 令和8年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第32 議案第36号 令和8年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第33 議案第37号 令和8年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第34 議案第38号 令和8年度久万高原町下水道事業会計予算
- 日程第35 議案第39号 第3次久万高原町総合計画の策定について
- 日程第36 議案第40号 久万高原町過疎地域持続的発展計画の策定について

- 日程第37 議案第41号 久万高原町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第38 議案第42号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第44号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第45号 久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第46号 久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第47号 久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第48号 小村農産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第49号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第46 議案第50号 松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について

○追加議事日程

- 追加日程第1 議案第52号 久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第53号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 議案第54号 令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）
- 追加日程第4 議案第55号 令和8年度久万高原町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 追加日程第5 議案第56号 久万高原町監査委員の選任について
- 追加日程第6 総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告
- 追加日程第7 発議第1号 久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

2番 岡部史夫
4番 高橋誠
6番 森博
8番 大野良子
10番 大原貴明

3番 阪本雅彦
5番 光田優
7番 玉井春鬼
9番 瀧野志
11番 熊代祐己

○欠席議員（1名）

1番 高橋末廣

○説明のため出席した者

町長 河野忠康
教育長 住野秀志
住民課長 菅和幸
建設課長 山内賢彦
まちづくり戦略課長 高木勉
会計管理者 岡真智子
教育委員会事務局長 大西洋三
代表監査委員 菅洋志

副町長 佐藤理昭
総務課長 西村哲也
保健福祉課長 中川茂俊
林業戦略課長 小野哲也
農業戦略課長 西森建次
病院事業等統括事務長 沖中敬史
消防本部消防長 大野秋義

○議会事務局

事務局長 渡部定明

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前10時04分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番岡部史夫議員、3番阪本雅彦議員を指名します。

議長 お諮りします。
日程第2、議案第5号から日程第5、議案第8号までの条例の制定に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、日程第2、議案第5号から日程第5、議案第8号までの条例の制定に関する4件を一括議題にすることに決定しました。
本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長 総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書。令和8年3月13日。
総務文教厚生常任委員会に付託された議案第5号、議案第6号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第5号「久万高原町国民健康保険柳谷診療所長の報酬等に関する条例の

制定について」

令和8年4月からの国民健康保険柳谷診療所開設に伴い、診療所長の報酬等について条例で定めるもので、制定の概要は、診療所長の身分、報酬の支給条件等で、施行期日は令和8年4月1日との説明がありました。

審査では、当該施設は、もともと民設民営で運営されていた認識だが、施設は個人の所有物ではなく、町の所有という認識で間違いないか。また、設置については、公設公営という理解でよいか、との質疑に、本施設はもともと公設民営の診療所であり、今回の移行により、施設、運営ともに町が担う公設公営の診療所として運営する予定である、との答弁があった。

公設公営となる以上、広大な面積を持つ本町において、町の中心地と離れた地域で医療格差が生じないように、どこに住んでも平等に医療を受けられる体制が整ったと考えてよいか。特に、訪問診療、訪問介護、訪問リハビリといったサービスが公平に提供されるのか、との質疑に、国保診療所に移行する理念は、旧町村ごとに医療機関を維持、確保することであり、遠い地区では人数的な課題もあるが、今後の体制について、十分に協議を進めていきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号「久万高原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

子ども・子育て支援法等の一部改正及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を条例で定めるもので、定める内容は、1、利用定員に関する基準。特定乳児等通園支援事業の適正な実施を確保するため、事業所の利用定員を明確に定め、適切な受け入れ体制を維持すること。

2、運営に関する基準。事業の内容、職員配置、設備及び運営方法等について必要な基準を定め、法令に基づく適正な事業運営と、乳幼児及びその保護者が安心して利用できる支援体制を確保することということで、施行期日は令和8年4月1日となっています。

審査では、こどもまんなか社会と言われる多様な時代において、食育やいじめなど様々な問題が起きているが、そうした現代のニーズに合わせた、しっか

りとした支援体制ができているのか、との質疑に、本事業は、こども園等を利用していないゼロ歳6か月から2歳までの児童が対象となる。

そうした子供たちの健全な育成を含め、支援体制をさらに拡充させていきたい、との答弁があった。安心して利用できる体制確保のため、具体的に人数や配置などの基準をどのように定めているのか。また、周知についてはどのように行う予定か、との質疑に、現在は久万こども園と協議を進めており、実施方法は、余裕活用型を想定している。これにより、子供たちの健全育成をより図っていきたい。

周知については、町のホームページや広報等を通じて適切に周知を図ってまいりたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第7号、議案第8号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第7号「久万高原町上下水道事業経営審議会条例の制定について」

久万高原町上下水道事業経営審議会の設置にあたり、地方自治法第138条

の4第3項の規定に基づき条例で定めるもので、制定概要は、1、設置の目的として、簡易水道事業及び下水道事業の経営の透明性を確保するほか、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減といった課題に対応し、専門家や利用者の観点から客観的な審議を行うことで、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立するため、2、審議会の主な審議内容は、1、簡易水道事業及び下水道事業の経営及び運営。2、水道料金及び下水使用料。

施行日は令和8年4月1日となっております。

審査では、経営審議会が形骸化することを防ぐため、専門性を持つ外部有識者の配置による透明性の確保と、審議内容の原則公開が必要である。その上で、合併前の旧町村間で、水道経営の内容や料金体系が統一されていない現状を踏まえ、どのように議論を深め、格差是正に取り組んでいくのか、との質疑に、現状、料金体系が従量制と固定制の2通り混在していることや、施設管理を地元管理組合に委託している地区があるなど、旧町村間で管理体制に差異がある。

その解決策として、今回設置する審議会において、全体の料金体系を含め、公正な観点から審議が行われるよう、事務局として適切に運営していきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号「久万高原町四国カルスト牧場条例の制定について」

生産コストの高騰や担い手不足のほか、近年の社会的情勢を鑑み、従来の拡大、開発型の運営から、持続可能環境保全型への運営へと転換するとともに、現在の管理運営体制を見直すもので、久万高原町四国カルスト牧場条例の全部を改正するもので、改正内容は、1、観光や環境保全施策との連携を通じて、持続的な維持発展を目指すため、設置目的を改正。

2、令和2年度より休止している大川嶺牧場は、現状を踏まえ、供用を停止し、指定管理者の管理責任範囲及び責任所在の明確化を図る。

3、預託料等を利用料金に改め、指定管理者が直接的に現金収入を得られる仕組みを整え、柔軟な資金運用と自律的経営を促進するもので、施行期日は令和8年4月1日となっております。

審査では、持続可能環境保全型運営への移行により、従来の運営と比べて生産性との両立をどう図り、具体的に何が変わるのか。具体的な中身の準備状況

はとの質疑に、畜産振興だけでなく、自然環境の保全という多面的な機能を明文化した観光や環境保全施策と連携し、牧場の維持発展を目指したい。現時点では適切な草地管理を通じて、景観や生物多様性を守ることが主眼である。

具体的な提言方法については、今後必要に応じて研究していきたい、との答弁があった。

今回の管理運営体制への移行に伴う初期投資や運用コスト、高度な管理体制への対応はどう考えているのか、との質疑に、コストについては、指定管理料の見直しや県の補助事業を最大限活用し、町の負担を抑えたい。管理体制としては、県から専門的な指導、助言を仰げる体制を整えており、技術的支援を現場に反映させていきたい、との答弁があった。

この条例制定による変化と、目指すべき方向性と、投資効果を高める中で、環境面への配慮が今回の事業に含まれているのか、との質疑に、既存の規制や、条例の中にある現状に即していない部分を改め、実態に合わせた運用を行うことが第一の目的である。

従来 of 牧場経営という視点に加え、放牧によって四国カルストの景観や持続可能な環境を維持するという観点で、新しい経営状況にある牧場に対し、新たな財源確保を含めた幅広い支援体制を構築していきたい。

また、持続可能な環境保全を掲げる以上、温暖化対策は避けて通れない課題であると認識している。県からの技術的支援を受けつつ、D XやI C Tを活用した新しい管理方法を導入し、環境負荷を軽減する取組を、今後、検討していくとの答弁が副町長からあった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本委員長お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより質疑、討論、採決については1件ずつ行います。
議案第5号「久万高原町国民健康保険柳谷診療所長の報酬等に関する条例の
制定について」の質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって議案第5号「久万高原町国民健康保険柳谷診療所長の報酬等に関
する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第6号「久万高原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め
る条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって議案第6号「久万高原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第7号「久万高原町上下水道事業経営審議会条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって議案第7号「久万高原町上下水道事業経営審議会条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

議案第8号「久万高原町四国カルスト牧場条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって議案第8号「久万高原町四国カルスト牧場条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第6、議案第9号から日程第12、議案第16号までの条例の一部を改正する条例の制定に関する7件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって日程第6、議案9号から日程第12、議案第16号までの条例の一部を改正する条例の制定に関する7件を一括議題にすることに決定しました。本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長 総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第9号、議案第11号、議案第12号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第9号「久万高原町国民健康保険診療所条例及び久万高原町病院事業等統括事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について」

令和8年4月からの国民健康保険柳谷診療所開設に伴い、久万高原町国民健康保険診療所条例及び久万高原町病院事業等統括事務局設置条例の一部を改正するもので、改正内容は、久万高原町国民健康保険診療所条例に、新たな診療所として、国民健康保険柳谷診療所を追加するとともに、久万高原町病院事業等統括事務局設置条例の病院事業等統括事務局が統括する事業に、国民健康保険柳谷診療所を追加するとの説明があった。施行期日は令和8年4月1日です。

審査では、病院事業は専門性が高く、人事、会計、医療管理など多岐にわたる知識が必要であるが、事務局長は数年で交代しており、その役割の重さに見合っていないのではないか。

企業会計や緻密な事業管理を行うには、すぐに対応できるものではなく、今後新しい事業に取り組むに当たっても、より専門的な視点が必要で、専門知識を持った職員が必要ではないか、との質疑に、町立病院、診療所、老人保健施設あけぼのを含めた広域な統括が必要であり、非常に重要なポストであるという認識を持っている。

今後も現場の声を吸い上げ、職員一人一人が経営感覚を持って努力できる体制を維持していきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号「久万高原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、久万高原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、改正する内容は、内閣府令の一部改正に伴う表記の変更及び、統一、文言を伴う等の補正を行うものとの説明がありました。

施行期日は、令和8年4月1日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、久万高原町介護保険条例の一部を改正するもので、改正の内容は、令和7年度の税制改正に伴い、

住民税非課税から課税対象になる第1号被保険者等については、令和8年度に限り非課税扱いとする特例措置を規定するとの説明があった。

施行期日は令和8年4月1日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号につきまして、3月6日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第13号「久万高原町姫鶴平コテージ条例の一部を改正する条例の制定について」

昨今の物価上昇等により、施設維持管理等に関する費用、経費の増加と利用者へのよりよいサービスを提供するため、久万高原町姫鶴平コテージ条例の一部を改正するもので、改正の内容は、1、利用時間の改正、指定管理者が町長の承認を得て定めることとし、より実態に即した利用時間を可能にする。

2、使用料の改定。1部屋当たりの料金から1人当たりの料金に改定。

施行期日は、令和8年4月1日となっております。

審査では、宿泊料の上限金額をどのように算出したのか、4月からの具体的

な料金設定の流れについては、との質疑があり、12月議会で選定された久万高原開発からの提案に基づいて、年間を通じて最も料金が高くなる繁忙期の価格を条例上の上限額として設定している。

運用開始時期は令和8年4月1日からの運用を予定しており、繁忙期と通常期の二つの区分を設けて柔軟に対応していく、との答弁があった。

以前の指定管理者からも改定の要望があったはずなのに、なぜ今回の管理者が変わるタイミングになって、抜本的な条例改正を行うのか。特定の業者を優遇しているのではないか、との質疑があり、以前の指定管理者からも相談はあったが、当時は、将来的に改定が必要という抽象的な議論にとどまっていた。役場側の指導力不足により、具体的な検討にまで踏み込めなかった点は大きな反省点である。新たな指定管理者の選定段階から、料金改定を視野に入れた具体的な提案を求め、今回、具体的な提案があったため改正に至ったものである、との答弁があった。

以前から経営状況は把握していたはずであり、前管理者のときに対応していれば継続できた可能性もある。担当部署の判断に一貫性がないのではないか、との質疑に、昨今の物価高騰や資材経費の上昇により、以前にも増して料金設定をシビアに検討せざるを得ない状況で、今回の改定は単なる値上げだけでなく、サービス品質の向上と、経費増への対応を両立させるためのもので、町として提示された料金設定が経営改善のために適当であると判断した、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号「久万高原町姫鶴荘条例の一部を改正する条例の制定について」

昨今の物価上昇等により、施設維持管理に要する経費の増加と、利用者へのよりよいサービスを提供するため、久万高原町姫鶴荘条例の一部を改正するもので、改正の内容は、利用時間等の改正、宿泊室の利用時間をより実態に即した時間にするため、指定管理者が町長の承認を得て定めること。宿泊室の休憩利用を中止すること。宿泊料金、食事代では宿泊料を大人1万2,400円、小学生5,200円、小学生未満は無料に改定するなどとともに、宿泊室の休憩利用及び食事に関する料金は廃止、食事代は町長の承認を得て定める方法に改める、との説明があった。

施行期日は令和8年4月1日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号「久万高原町林業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について」

昨今の物価上昇等により、施設維持管理等に要する経費の増加と、利用者へのよりよいサービスを提供するため、久万高原町林業研修センター条例の一部を改正するもので、改正の内容は、利用時間等の改正、宿泊室の利用時間をより実態に即した時間にするため、指定管理者が町長の承認を得て定めること。会議室以外の休憩利用を中止すること。

2、宿泊料金等の改定では、一般利用者、林業研修者の宿泊料金及び使用料をそれぞれ改定するとともに、宿泊室の休憩利用及び食事に関する料金を廃止、食事に関する料金は、町長の承認を得て定める方法へ改める、との説明があった。

施行期日は令和8年4月1日となっております。

審査では、新たに設定される1人当たり500円の環境整備費の具体的な使い道についてと、年間で最大どの程度を見込んでいるか、との質疑に、主にキャンプ場利用に伴うごみ処分費用としての充当を想定している。現在のキャンプ場利用実績として、年間4,000人から5,000人程度を収入として見込んでいる、との答弁があった。

現在、キャンプ客に利用されているグラウンドについて、近年、イベント等での利用実績があるのか。グラウンドの全面使用料、1日借りても約5,000円程度と、個別テントの利用料を比較すると、キャンプ場としての運用と整合性が取れなくなっているのではないかと、との質疑に、一昨年に音楽イベントが一度開催された以外は、目立った大規模イベントの開催は行われていない状況である。

グラウンドの全面利用と、キャンプサイトとしての個別利用のすみ分けや、考え方の整理は、今後、運用上の矛盾が生じないように、指定管理者と早急に詳細な詰めを行いたい、との答弁があった。

四国カルストの気象条件や道路事情を踏まえ、冬季もキャンプ場を利用可能とするような指定管理者からの提案や、対応の可能性、従来の運営よりも売り

上げを伸ばし、高いポテンシャルを生かせるという経営面での見通しはどうか、との質疑に、冬季は愛媛県側から直接アプローチができない上、除雪も行われていないため、施設管理としては、現状は非常に厳しい状況にある。現時点で冬季の具体的な活用案は出ていないが、今後提案があれば、隣接する天狗荘との連携も含め検討したい。

久万高原開発が運営するスキー場と姫鶴平は、人員配置などの面でも非常に相性がよいと考えている。四国カルストの星空を生かし、宿泊施設での滞在を促す仕組みづくりに力を入れる計画もあり、これらの新しいコンテンツの導入により、着実に売り上げを伸ばしていくことを期待している、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号「久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

昨今の物価上昇等により、施設維持管理に要する経費の増加と、利用者へのよりよいサービスを提供するため、久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、改正の内容は、使用料をそれぞれ改めるとの説明があった。

施行期日は、令和8年4月1日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本委員長、お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については1件ずつ行います。

議案第9号「久万高原町国民健康保険診療所条例及び久万高原町病院事業等統括事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論をされる方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「久万高原町国民健康保険診療所条例及び久万高原町病院事業等統括事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第11号「久万高原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号「久万高原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第12号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。

討論をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

議案第13号「久万高原町姫鶴平コテージ条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「久万高原町姫鶴平ユテージ条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第14号「久万高原町姫鶴荘条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号「久万高原町姫鶴荘条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議 長 議案第15号「久万高原町林業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号「久万高原町林業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議 長 議案第16号「久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第16号「久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。
日程第13、議案第17号から日程第16、議案第20号までの条例の一部を改正する条例の制定並びに条例の制定に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第17号から日程第16、議案第20号までの条例の一部を改正する条例の制定並びに条例の制定に関する4件を一括議題にすることと決定しました。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長

総務文教厚生常任委員会、議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第17号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第17号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令。

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準及び火災予防条例の改正に伴い、久万高原町火災予防条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、サウナ設備等に適用される新たな基準を策定するもので、屋外に設ける定格出力6キロワット以下の薪または電気を熱源とするサウナ室等を簡易な放熱設備と定義し、可燃物との安全距離や熱源遮断装置の設置、まきの場合は消火器で代替可としている。

また、簡易な放熱設備を設置する際の届け出を規定。

住宅火災予防施策として、感震ブレーカーの普及促進を明記するものとの説明がありました。

施行期日は、令和8年3月31日となっています。

審査では、最近の高齢者住宅では、たばこによる火災が多いと聞いているが、こうした現状の原因について、どのように考えているか。また、条例を定めて終わりではなく、今、何が起きており、何が大事なのかという現状に応じた対応が必要ではないか、との質疑に、火災原因は、タバコに加え、コンロなど多岐にわたっており、それらの原因に対し、予防消防の観点から、引き続き火災

予防に努めていきたい。

また、条例をつくって完結するものではなく、住民に対する積極的なアピール予防広報が極めて重要であると考えている、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第18号、議案第19号、議案第20号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第18号「久万高原町建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例の制定について」

近年の物価及び人件費の高騰により、本町所有の建設残土処理場の施設管理に係る費用が増大しており、適正な施設の管理運営を行うため、久万高原町建設残土処理場管理条例の一部を改正するもので、改正の内容は、使用料の改定で、計画書による場合、1立方メートル当たり、猪伏地区公共残土処理場2，200円へ。菅生地区公共残土処理場3，300円へ。車両種別料金を、1台当たり、猪伏地区公共残土処理場2トン車2，240円へ。4トン車4，84

0円へ。10トン車1万2, 100円へ。

菅生地区公共残土処理場、2トン車3, 630円へ。4トン車7, 260円へ。10トン車1万8, 150円へ改めるとの説明があった。

施行期日は、令和8年4月1日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号「久万高原町給水条例の一部を改正する条例の制定について」

災害時における水道管の復旧体制の強化及び水道料金の負担の公平性を確保するため、久万高原町給水条例の一部を改正するもので、改正の内容は、1、給水装置工事を施工する者の範囲を拡大し、災害その他非常時に町長が認める場合に限り、他市町村長または他市町村長が指定した給水装置工事事業者を追加する。

2、水道料金の用途区分の適用対象業種を明記し、従量制料金のうち、一般用、営業用等の用途区分について、適用対象業種を明記する、との説明があった。

施行期日は令和8年4月1日となっております。

審査では、非常時の迅速な水道復旧に向けた条例制定は必要であると思うが、他市町村の業者をどのように活用し、早期復旧を目指すのか。非常時に認定した業者の登録を平時に戻った際にどう扱うのか、との質疑に、南海トラフ地震等の、大規模で広範囲な被害が発生した場合には、復旧の遅れが予想されるため、条例改正により、有事の際には他市町村との給水装置工事事業者の協力を仰ぎ、早期復旧を図る体制としたい。

協力いただいた業者を、そのまま指定業者として登録し続けるかは、地元の状況を考慮しながら適切に判断し、今後協議していきたい。との答弁があった。

市町村によって水道管の材質や施工基準が異なるため、トラブルを避けるためにも非常用のガイドラインを事前に作成し、町外業者へも配付すべきではないか、との質疑に、職員間でも共有できるような明確なマニュアルが現在も整備されていない。

トラブル防止のためにも、新たなマニュアルの整備について、今後検討していきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号「久万高原町溪泉亭条例を廃止する条例の制定について」

建物の老朽化や施設管理に係る人的及び金銭的な負担の増大のため、久万高原町溪泉亭条例を廃止するもので、施行期日は令和8年4月1日となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については1件ずつ行います。

議案第17号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第18号「久万高原町建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号「久万高原町建設残土処理場管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第19号「久万高原町給水条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号「久万高原町給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第20号「久万高原町溪泉亭条例を廃止する条例の制定について」の質

疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「久万高原町溪泉亭条例を廃止する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 ここで11時5分まで休憩をします。 (午前10時56分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時06分)

議長 日程第17、議案第21号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算(第8

号) 」を議題とします。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長

総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第21号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告します。

議案第21号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算(第8号)」

予算の補正額は、総額2億1,564万3,000円の減額補正で、累計98億3,110万6,000円となります。

歳入の主なものは、14款使用料及び手数料、1,601万8,000円の増額。15款国庫支出金、3,622万3,000円の減額。16款県支出金、711万8,000円の減額。17款財産収入、1,950万2,000円の増額。18款寄附金、2,900万円の減額。19款繰入金、1億658万5,000円の減額。22款町債、6,830万円の減額などとなっています。

歳出の本委員会関係の主なものは、総務費では財政調整基金積立金の増額、1,804万円。減債基金積立金の計上、1,637万円。

民生費では、児童手当費の減額2,000万円。

衛生費では、環境保全基金積立金の計上、1,529万9,000円。一般廃棄物処分業務委託料の減額、1,200万円。

消防費では、新規採用吏員の被服及び装備品に係る費用の減額、163万3,000円。

教育費では、小学校校務用パソコンリース料の減額、1,582万5,000円。中学校校務用パソコンリース料の減額、775万9,000円などとなっております。

審査では、歳入関係で、町有施設のうち、廃止や所有権移転が可能なものは積極的に売却し、町の財源を確保すべきというのが基本的な考え方である。その一環として、旧消防署跡地については、売却に向けた検討を行ったことはあるのか、との質疑に、過去に売却を視野に入れて検討していた時期もあったが、

現在は貸付の要望があったため貸し付けを行っている。今後、使用予定がなく
なるようであれば、売却も視野に入れて検討する必要があると考えている、と
の答弁があった。

保健福祉課関係では、おもご高齢者生活支援ハウスは、建築してから長期間
がたつが、補助金に係る適正化法の制限年数は、との質疑に、令和13年で2
5年が経過することになる。形状変更等は、令和13年の4月から可能、との
答弁があった。

施設の立地が不便であり、入所者が食事の確保や交通面で苦勞している。多
様なニーズに対応できる施設形態への変更を検討すべきではないか、との質疑
に、今後のニーズの多様性を考慮する必要がある。

運営の在り方については、引き続き検討を重ねていきたい、との答弁があっ
た。

ささゆり荘の定員削減も想定しているとのことであるが、グループホームの
普及や、介護が必要なほうが、特別養護老人ホームへ直接入所する現状を考え
ると、ささゆり荘の必要性は低下していくのではないかと。予算面やこれまでの
経営の経緯を踏まえ、町としてこの施設を今後どのように位置づけ、対応して
いくつもりか、との質疑に、コロナ禍以降、入所者は28人まで減少している。
これを受け、床暖房の整備や部屋の間仕切り改修、多床室から個室化へ行い、
入所者が入りたいと思える、個人の尊厳に配慮した住環境の整備を進めている。

本来は自立に近い方が対象の施設だが、見守りが必要な方が増えている実態
がある。入所者の減少傾向は続くものと想定されるが、要介護3までの方を受
け入れられる施設として、現状の機能を維持し、利用者が安全に生活できる環
境を継続していきたいとの答弁があった。

教育委員会関係では、GIGAスクール端末等の入札結果が当初予算よりも
大幅に安くなっているが、これほど大きな差が出るものなのか。また、パソコ
ンリース料も大幅に減額されているが、どのような原因でこれほどの金額が不
要になったのか、との質疑に、パソコン等の電子機器は定価が公表されていな
いものも多く、事前の業者見積もりをもとに設計している。実際の入札を執行
すると、競争原理により大幅に価格が下がり、その実績の差額を減額したので
ある。

また、リース料については、町内11校を2ブロックに分けて、5年リースを目指しているが、整備時期のずれが指導上の支障ともなっており、今回、Windows 10のサポート終了への対応が必要となったのを機に、リース会社と協議の上、一方のブロック更新時期を3か月前倒しして、全校の更新を行ったことにより、減額が生じたものである、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第21号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第21号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算(第8号)」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、ふるさと久万応援寄附募集事業、ふるさと納税に係る費用の減額、1,295万5,000円。移住定住対策費の減額、1,270万円。

農林水産業費では、新規就農者育成総合対策補助金の減額、1,265万円。

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業補助金の計上、1,610万円。木材加工流通施設整備事業補助金の減額、2,178万6,000円。

土木費では、洪草団地外壁等改修工事請負費及び管理委託料の減額、929万4,000円などとなっています。

審査において、歳入関係では、ふるさと納税の減額は目標値を引き下げたものの、実績が届かなかった。これは返礼品のラインナップに限界があるのか。どうすれば目標に到達するかを逆算して取り組めば、担当課だけの努力にとどまらない成果が出てくるのではないかと、との質疑に、全国的に人気が高い肉、海鮮、かんきつなどのうち、本町には主力となるかんきつがないという不利な状況ではあるが、新鮮な野菜や果物を、単発ではなく定期便として提供するなどのアイデアを出し、寄附額の加算に向けた取組を重ねている。

条件が不利な中でも、成果を上げている他自治体の事例を研修などで学んでおり、努力の余地は多分にあると認識している。目標達成に向けて、引き続き取り組んでいきたい、との答弁があった。

人口減少に伴い、税収等の減少が避けられない中、財源確保の手段として、ふるさと納税の増額などが挙げられてきたが、実際には目標に届かない現状があり、期待されたほどの効果が出ていない。

財源確保の方向性が見えないのではないかと、との質疑に、本町の強みである森林資源などをいかにふるさと納税に結びつけるかといった木材加工の新たな取組など、民間との連携も必要だと考えている。職員一人一人が意識を持ち、一つ一つの商品を育てて横展開していくという着実な歩みを継続していくことが課題である、との答弁が副町長からあった。

歳出予算においては、林業戦略課関係において、木造住宅支援事業補助金の減額補正の理由は何か。また、近年の実績を見ても、毎年減額補正が行われており、次年度当初予算もあらかじめ減額して計上されているが、利用が進んでいないのではないかと。

本事業には、移住定住の促進と、久万材の利用促進の二つの目的があると思うが、町内の着工数が減っているのであれば、町外で家を建てる際に、久万材を利用する場合にも、補助対象に含めるなど要件を緩和して、久万材へのPR

につなげるべきではないか。

また、移住者を獲得するために補助額を増額させるなど、めり張りのある改正を検討してはどうか、との質疑に、今年度の申請が繰越分1件と新規2件にとどまり、年度内のこれ以上の申請が見込めないため減額したものである。

木材利用の観点からは、町外建設を対象とする考え方もあり得ると認識しているが、本事業は、町内への移住誘導や、地域経済への波及効果も併せて目的としているため、現時点では町外での建設まで対象を拡大する考えには至っていない。

今後、久万材の利用促進の在り方や、事業効果、他自治体の事例などを参考にしながら、制度の目的に照らしてどのような形が望ましいか研究してまいりたい、との答弁があった。

町外建設への対象拡大については、本事業はあくまで町内への定住や、固定資産税の確保といった町内向けの目的があるはずで、材料費の支援、町外への流通促進とは切り離して考えるべきで、目的ごとに別立ての事業として検討すべきではないか、との質疑に、一つの事業で補助対象が多岐にわたると難しくなるという点もある。

定住促進とは別に、木材利用という観点での利用促進策についても、施策の在り方を整理研究していきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第21号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第8号）」の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第8号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第18、議案第22号から日程第23、議案第27号までの令和7年度特別会計、事業会計補正予算に関する6件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第22号から、日程第23、議案第27号までの令和7年度特別会計、事業会計補正予算に関する6件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、まず、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長

総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第27号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告します。

議案第22号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」

予算の補正額は、総額652万円の減額補正で、累計10億1,964万6,000円となります。

歳出の主な内容は、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の減額、659万円。

歳入の主な内容は、特別調整交付金の減額659万円。

審査では、国民健康保険事業は、後期高齢者医療制度のように、いつごろ広域化へ移行するのか、との質疑に、移行については段階的に進める計画であり、令和15年度広域移行を完了する予定、との答弁があった。

広域化に伴い、保険料が応分に上がると言われている。所得が低い中で負担が増える懸念があるが、具体的にどの程度保険料が上がる見込みなのか、との質疑に、具体的な保険料の見込みについては、現時点では把握できていない。今後、広域化に向けた協議の中で、被保険者に過度な負担がかからないよう、しっかりとすり合わせを行っていききたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号「令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正

予算（第4号）」

予算の補正額は、総額190万2,000円の減額補正で、累計4,117万8,000円となります。

歳出の主な内容は、父二峰診療所の医薬材料費の減額、150万円。

歳入の主な内容は、父二峰診療所の一般会計繰入金の減額、190万円。父二峰診療所の前年度繰越金の増額、107万円。面河診療所の一般会計繰入金の増額、121万円。面河診療所の事業勘定繰入金の減額、592万円。面河診療所の前年度繰越金の増額、391万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号「令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」

予算の補正額は、総額455万円の減額補正で、累計1億7,104万1,000円となります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、455万円。

歳入の内容は、現年度分普通徴収保険料の増額、140万円。一般会計繰入金の減額、595万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号「令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」

予算の補正額は、総額2,380万4,000円の減額補正で、累計19億557万3,000円となります。

歳出の主な内容は、介護保険システム改修業務委託料の減額、285万6,000円。地域密着型介護サービス給付金の増額、700万円。高額介護サービス費の減額、410万円。高額医療合算介護サービス費の減額、400万円。特定入所者介護サービス費の減額、500万円。介護サービス相談員派遣事業費の減額、263万円。

歳入の主な内容は、現年度分、介護給付費交付金の減額、754万6,000円。現年度分介護給付費県費負担金の減額、381万3,000円。一般会計繰入金の減額、976万9,000円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」

予算の補正額は、1、収入的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は127万円の増額補正で、累計3億6,798万9,000円となります。

支出の内容は、施設事業費需用費用のうち、給与費の増額、127万円。

収入の内容は、施設事業収益の施設運営事業。事業外収益の増額、127万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます

森委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第26号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第26号「令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」

総額758万円の減額補正で、累計546万円となります。

歳出の主な内容は、皆伐施業地植栽負担金の減額、200万円。奨学資金貸

付金の減額432万円。

歳入の主な内容は、前年度繰越金の減額、808万2,000円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本委員長、お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第22号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第23号「令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号「令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第24号「令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号「令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第25号「令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第4

号) 」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第26号「令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算(第1

号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号「令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第27号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第24、議案第28号「令和8年度久万高原町一般会計予算」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長 総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第28号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告します。

議案第28号「令和8年度久万高原町一般会計予算」

令和8年度一般会計の当初予算額は、90億7,717万7,000円。前年度比較2億192万4,000円の減額となりました。

歳入の主なものは、町税8億7,623万4,000円、地方譲与税、3億5,995万4,000円。地方消費税交付金、1億8,000万円。地方交付税、46億2,450万円。使用料及び手数料、1億7,048万4,000円。国庫支出金、6億3,994万3,000円。県支出金、5億5,340万1,000円。寄附金、8,000万円。繰入金、8億2,902万7,000円。繰越金、1億円。諸収入、1億1,259万5,000円。町債、3億9,530万円などとなっています。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、久万落出線運行業務委託料、1,927万5,000円。代替交通サービス運行管理配車業務委託料、730万円。交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入業務委託料、1,400万円。デマンドタクシー事業補助金、545万4,000円。情報システムサーバーネットワーク機器保守管理委託料、3,442万7,000円。伊予鉄南予バス運行補助金、1,940万円。県知事選挙費、1,929万6,000円。県議会議員選挙費、705万3,000円。

民生費では、おもご高齢者生活支援ハウス指定管理料、1,047万1,000円。老人ホーム老人保護措置費負担金、3,014万4,000円。高齢者移動支援事業交通利用券、1,892万9,000円。配食サービス事業業務委託料、1,045万3,000円。重度心身障害者医療費助成金、4,560万円。障害福祉サービス費、3億1,523万2,000円。子ども医療費町単独分、1,200万円。放課後児童健全育成事業業務委託料、1,402万4,000円。地域子育て支援拠点事業業務委託料、1,531万1,000円。教育保育給付施設型給付費負担金、1億5,023万1,000円。

衛生費では、B類定期予防接種業務委託料、2,298万5,000円。住民健診業務委託料1,704万円。面河・美川・柳谷地区し尿処理運搬業務委託料、1,593万円。久万地区し尿処理運搬業務委託料、1,565万1,000円。面河・美川・柳谷地区ごみ収集運搬業務委託料、2,040万円。環境衛生センター車両保管庫整備工事請負費1,100万円。一般廃棄物運搬車両10トンバキューム車購入費、4,400万円。一般廃棄物処分業務委託料、4,912万5,000円。不燃物処理業務委託料、1,056万円。し尿処理運搬業務委託料、2,482万円。松山衛生事務組合年度運営費負担金、2,680万円。

消防費では、小型動力ポンプ付軽四輪駆動積載車購入費、1,550万円。避難所用小容量ポータブル電源購入費、308万9,000円。孤立地区浄水器購入費、203万5,000円。町内自主防災組織活動補助金、420万円。

教育費では、上浮穴高等学校学生寮運営事業費、3,404万8,000円。上浮穴高等学校振興対策協議会補助金、2,244万円。公民館分館指定管理料、1,531万6,000円。

久万給食センターの管理運営、1億123万2,000円。美川給食センターの管理運営、4,850万9,000円などとなっています。

審査において、歳入予算では、学校給食費収入について、令和8年度から実施される幼稚園、小・中学校の給食費無償化に伴い、当該収入が前年度より減額されているのか、との質疑に、児童生徒分は学校給食費の無償化に伴い計上しておらず、対象とならない教職員等の給食費のみとなるため、前年比と比較して減額となっている、との答弁があった。

歳出予算について、総務課関係では、自治会活動補助金については、かつての納税事務等の負担が減り、現在は文書配布が主となっている現状に対し、報酬体系は適切か。

また、人口減少や高齢化で自治会事業が困難になる中、地域運営協議会やRMO、地域運営組織への移行を見据え、予算の分配方法を抜本的に再考すべきではないか、との質疑に、地域ごとの活動実態や組織状況に格差があるため、一律の基準ではなく、実情に即した検討が必要である。自治会によって活動内容に差があることは認識しているため、全町的な調査を実施した上で、報酬や支援の在り方の見直しを検討していきたい、との答弁があった。

さらに、行政との連携において、自治会は依然として重要な役割を担っており、職員による戸別訪問等を通じて要望を吸い上げる仕組みを維持している。

一方で、時代の流れや人口減少に伴う自治会維持の苦労は理解しており、役割や組織の在り方を精査する時期に来ている。単なる報酬の見直しにとどまらず、地域運営協議会や公民館活動など、地域活動全般を含めた予算配分や組織形態について、一体的に検討していく、との答弁が副町長からあった。

4月からスタートする新しい公共交通の導入に当たり、町内利用者と町外利用者で料金設定に違いがあるが、乗車時にどのように本人確認を行うのか。運行開始にあたって、万が一の事故やトラブルを想定した詳細な条例や規約は策定されているのか、との質疑に、デマンド公共交通は、前日までの完全予約制となるため、予約の段階で住所等の確認を行う予定で、確認が困難な場合には、乗車時に保険証や身分証明書等の提示を求めることで、町内、町外の料金区分を厳格に運用していきたい。

運賃や事故対応等に関する詳細な規定については、現在、策定の最終段階で

あり、4月の運行開始に向けて万全の態勢を整えていきたい、との答弁があった。

交通安全協会の運営状況については、協力金車割の減少や、物価高騰により、協会の運営が困難になっているのではないかと。事務補助員がいなくなれば、町内での免許更新ができなくなる恐れがあるなど、町として相談を受けているのか。また対策を考えているのか、との質疑に、昨今の人件費高騰などに伴う補助金増額に関する相談は受けているが、協力金車割の徴収状況といった具体的な運営詳細については報告は受けていない。

高齢者の多い当町において、松山まで行かずに、町内で手続きができることは非常に重要で、町としても、引き続き、町内で免許更新の手続きが継続できるよう努力していきたい、との答弁があった。

新しく導入される公共交通や既存の町営バスにおける業務前後の点呼や、アルコールチェックはどのように実施するのか。既存の町営バス、古味岩川線等も含め、運行管理や点呼を一括して適切に行うべきではないかと、との質疑に、運行管理は管理会社へ業務委託し、業務前後の点呼及びアルコールチェックは、検知器により実施する。

LINE等でリアルタイムにやり取りする等のIT活用も検討しているが、既存の町営バス、古味岩川線等は始発が早朝6時台と早いため、現時点での一括管理には課題がある。

しかし、新たな管理会社で一括して点呼等を行うことは非常に有効であると認識しており、今後の検討課題としていく、との答弁があった。

昨今の高齢者を狙った事件等の発生を踏まえ、防犯カメラの設置については、警察が重視する地点と、住民が不安に感じている地点には乖離があるのではないかと。網羅するのは難しいとしても、地域の安全確保のためにどのように設置を進めていく考えか、との質疑に、効果的な設置場所については、地域の実情をよく知る地元と、専門的な知見を持つ警察が十分に相談をした上で解決することが肝要である。

町としては、相談を通じて、より効果的な場所に設置されるよう促し、防犯体制の強化に努めていきたい、との答弁があった。

現在のバス運行の乗客の少なさや整備の遅れは、経費節減と住民の足、免許

返納後の移動手手段などの確保のため、全体的な整備計画を早期に示し、実行すべきである。担当部署だけで進めるのではなく、住民が議論に参加し、情報を共有できるようなコミュニケーションの場を設けるべきではないか、との質疑に、利便性を追求すればコストが過大になるため、財政面、利便性、地域間の公平性のバランスをどう取るかが鍵となる。

広く住民と情報を共有し、合意形成を図りながらまちづくりを進めるため、ワークショップ等の手法を通じ、住民が意見を交わせる場を設けていきたい、との答弁があった。

災害対策費におけるスポットクーラー等の導入予定は、猛暑を迎える前に、スポットクーラー等の設置を完了できるのか。避難所にどのような設備があるか、住民に伝わっていない懸念があるが、自主防災組織などへの周知や、取扱い説明は行うのか、との質疑に、スポットクーラーは全避難所を一度にそろえることは難しいため、今後、順次買い足していく。配備時期は、予算成立後、速やかに購入手続を進め、可能な限り早期の設置を目指したい。

周知と取扱い説明については、設置時に各地区の自主防災会長等に対し、実技を用いた取扱い説明を行っている。

設備内容については、広報紙やあらゆる機会を通じて、避難所にはこれらが備わっているという情報を、町民へ広く周知していきたい、との答弁があった。

住民課関係では、建設から年数が経過している斎場については、以前の改修から相当な期間がたち、不具合も聞き及んでいるが、大規模な改修時期に来ているのではないかと。斎場の設備の不調等で火葬が滞り、葬儀日程に影響が出るような事例はないのか、との質疑に、建設から45年近くが経過しているが、平成17年の耐震診断では安全との結果を得ており、その後も雨漏り修繕や電気設備の交換など、適宜メンテナンスを行っている。

今年度予算においても、火葬炉の修繕費を計上しており、計画的な整備を進めている。

設備等の都合で火葬が予定どおり進まなかったという事例は、現在のところ発生していないが、日々のメンテナンスにより、町民サービスに支障が出ないよう、安定した運用を継続していきたい、との答弁があった。

保健福祉課関係では、成年後見人制度利用促進事業と、権利擁護体制につい

て、予算額の具体的な使途と、認知症や障害がある方だけでなく、身寄りがなく、将来に不安を感じている元気な現役世代や、独居高齢者が安心して地元に住み続けられるよう、この制度を活用できないか、との質疑に、計上されている予算は権利擁護センターの運營業務委託料で、成年後見制度の利用促進については、現在、社会福祉協議会に委託して事業を実施している。

委員が指摘された将来への不安や、身寄りのない方への支援については、制度の利用促進だけでなく、社会福祉協議会と連携した地域での見守り活動を含めて、包括的に取り組み、社会福祉協議会が窓口となり、成年後見制度の利用促進や、権利擁護のための支援体制を整えている、との答弁があった。

老人クラブの現状については、各地区で役員のみ手不足などを理由に、解散や退会が相次いでいると聞いている。こうした現状に対し、町としてどのような指導や、存続に向けて取組を行っているのか、との質疑に、一部の地区では、組織の解散が発生している事実を把握している。高齢者が生き生きと生活するためには、地域社会でのネットワークを維持することが重要であると考えており、引き続き、老人クラブ等の組織活動を推進したいと考えているが、存続に向けた具体的な協議や対策の実施については検討を重ねている段階であり、具体的な施策として打ち出すまでには至っていない、との答弁があった。

ささゆり荘の入所者が大幅に減少しているが、いつから、どのような理由で減少したのか。入所者が半減している現状は、経営面を考慮し、配置基準に照らし、介護職員等の負担軽減や適正配置のため、町立病院や老人保健施設あけぼのも含めた職員配置、異動を検討すべきではないか、との質疑に、令和2年の47名から年々減少し、現在は28名となっている。

主な原因として、居室の狭さから入所を敬遠されるケースがあるほか、コロナ禍の影響も一因とされている。

現在、正職員13名、任用職員12名を配置しており、人員は減っているが、重症化や歩行不安による手厚い見守りが必要な方が増えており、職員を減らしにくい状況にある。

監視装置等のICT設備を導入することで、見守りの効率化を図り、適正な職員数への見直しを進めたい、との答弁があった。

また、入所者の高齢化、重度化が進んでおり、職員が激務であることは認識

している。その時代ごとのニーズに合った対応をして、職員配置については、町内関連施設の柔軟な連携、配置替えを検討していきたい、との答弁があった。

以前から議論されている認定こども園の施設改修、建て替えについて、現在の進捗状況はどうなっているか。料金化や定員超過への対応が必要な中、新築を目指すのか。あるいは町内の学校跡地などの遊休施設を活用する検討も含まれているのか、との質疑に、施設の老朽化に伴う方向性は示されており、現在は担当レベルで具体的な事務打合せ、検討を重ねている。詳細については、しかるべき時期に報告したい。

施設改修については、新築による建て替えを想定している、との答弁があった。

消防関係では、災害時の迅速な対応を考慮すると、消防署員は町内に住むべきではないか。憲法上の居住の自由の兼ね合いもあり、難しい面もあると思うが、有事の際に役立つためにはどうあるべきかと考えているか、との質疑に、居住の自由は憲法で保障されているが、公共の福祉の観点から、全国の多くの消防本部では、居住地の制限が設けられている。

当町においても、消防職員服務規程により、管内に居住することと明記されている。消防職員にとって、即座に駆けつけることは基本であり、この服務規程を遵守すべきであると考えている、との答弁があった。

一般職員や幹部職員など、立場によっては役割は異なるが、命令、指示系統を維持するためにも、今後この規程は守られるのか。組織内部での不公平感や問題を防ぐためにも、早急に明確な基準を設けるべきではないか、との質疑に、採用時には、町内に居住可能かを確認することを不文律としている。介護などのやむを得ない事情がある場合は、個別に吟味して認めることもあるが、基本は町内居住の遵守が当然の責務であると考えている。

今後、副町長や幹部とともに、改めてルールの徹底と、最低限守るべきルールづくりを整備していきたい、との答弁が町長からあった。

教育委員会関係では、上浮穴高等学校学生寮運営事業について、現在の寮費、月額3万3,000円は、食費だけでも不足するような低い設定ではないか。町外出身の生徒が増えている状況において、厳しい町財政の中から多額の公費を投じ続けるのは公平性を欠き、物価高騰も踏まえ、町外利用者には応分の負

担を求めるべき時期にきていると考えるが、との質疑に、寮費の多くが食事提供費に充てられているが、物価高騰の影響で、運営は非常に厳しい状況にある。現在、振興対策協議会においても、寮費の値上げを検討していただいている。具体的な軸としては、入学時に金額を提示している在校生への即時適用は難しいが、来年度以降の入学生から値上げを実施したいと考えている、との答弁があった。

議長

お諮りします。

昼食の時間となりますが、引き続き会議を続けたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

どうぞ、続けてください。

森委員長

また、今後の寮運営における費用負担の在り方をどう考えているか、との質疑に、県内の他校の寮費がおおむね5万円以上である実情は把握している。開設当初は利用率を優先し、低く設定した経緯があるが、現在は学習環境を維持するためにも、値上げは避けられない。保護者や地域住民の理解を得ながら、前向きに検討を進めていきたい。

また、寮の存在が当初の目的以上に成果を上げ、生徒が活躍している点は評価している。

しかし、現在の物価高騰等の社会情勢を鑑みると、寮費の見直しを行うべき時期に来ていると認識している。行政としても振興協議会での検討をしっかりと支え、適切に対応していきたい、と教育長、副町長から答弁があった。

学校統廃合及びスクール便の運用について、4月から面河地区の児童が仕七川区小学校へ通うことになるが、これを皮切りとした町内他地域、直瀬、畑野川、父二峰、明神などの統廃合について、町はどのような認識を持っているか。

今回導入されているスクール便について、教育委員会として運用に関する要綱や規則などのルールは作成されているのか、との質疑に、今年度、各地区で

座談会を開催した際、再編に対しては賛否両論があった。

しかし、小規模校の保護者からは、地域に残したい思いはあるが、やはり大人数の中、集団で活動させたいという意見も出されている。今後は総合教育会議等で議論を重ね、児童や保護者のニーズを受け止めつつ、3年という期間を一つの目途に方向性を見据え、環境整備と検討を進めていきたい。

面河、仕七川間のスクール便運行が一つのモデルケースになると考えている。学校の在り方が変化していく中で、今後の対応も踏まえ、要綱などの形を含めて検討し、一定のルールをしっかりと整えていきたい、との答弁があった。

教員の負担軽減などを目的とした地域クラブ活動推進事業について、これは全ての部活動が対象になるのか。また、地域移行後も、中学校の代表として大会に出場することになるのか、との質疑に、運動部、文化部を問わず全ての部活動が地域展開、地域移行の対象となる予定である。完全移行後は、現在の中学校、体育連盟などが主催する総体や新人戦といった学校単位の大会はなくなる見込みであり、今後は地域クラブなどが主催する大会に参加する方向になると考えている、との答弁があった。

4月から始まる校区外通学、面河から仕七川などに伴うバス運行において、地域クラブ活動への対応や、既存の小・中・高校生の通学便に影響が出ないか、との質疑に、朝夕の通学、面河から仕七川小、及び上浮穴高校、美川中へ通う生徒の便、休日の部活動は教育委員会へ委託する形で、土曜日の部活動用の便を確保しており、これまでと同様の体制を維持するため、現状の小・中学校の運行に影響はないと考えている、との答弁があった。

発達支援が必要な子供が増加傾向にある中、軽度の障害がある方も、健常者とともに社会を構成する時代が来ている。

国県の補助金に頼るだけでなく、町の自主財源も投入して、将来的にA型自営型事業所などで自立した生活ができるような、より踏み込んだ取組が必要ではないか。一足飛びには難しい課題だが、粘り強く取り組む姿勢が必要であり、家庭や本人の負担を軽減し、最終的に本人が仕事に就けるよう、選択肢を増やすべきだと考えるが、行政としての考えは、との質疑に、かつては障害の有無にかかわらず、同じ学級で過ごすことが主流であったが、現在は子供の将来を見据えた個別の支援の重要性が高まり、特別支援学級の設置などが進んでいる。

義務教育の段階から、一人一人のニーズに早めに対応し、卒業後の自立を見据えた関わりをしっかりと行っていきたい。また、非常に重要なテーマであると認識している。

障害者とともに共生する地域づくりにおいては、個人の支援にとどまらず、受け入れる側の地域づくりが行政の大きな役割である。一朝一夕に解決できることではないが、教育委員会と行政が常に同じ目標を共有し、共生社会の実現に向けて取り組んでいきたい、との答弁が、教育長、副町長からあった。

面河住民センターのエレベーター修繕が計上されているが、施設自体が築50年以上経過しており、今後も多額の維持管理費が見込まれる。一方で、来年度から休校、再来年度に廃校となる面河小学校があるが、生涯学習施設としての活用や、小学校跡地の利用について、地域との話し合いを含めた検討が必要だと考えるが、町の方針は、との質疑に、まずは地域の皆様と対話を重ね、具体的な使用方法やアイデアを伺った上で、方向性を決めていきたいと考えている。

また、面河住民センターは、指定避難所の役割も担っており、今後、面河小学校の校舎が避難所等の代替施設として活用可能かどうかも含め、検討を進めていきたい、との答弁があった。

文化財保護費に計上されている岩屋寺仁王門の改修について、この事業は来年度で完了するのか。あるいは継続事業なのか、との質疑に、令和8年度から3か年継続の事業として予定している。

初年度から令和8年度については、主に調査や設計業務を行う予定である、との答弁があった。

令和8年度は国の交付金を活用し、幼稚園、認定こども園、小・中学校の給食費を無償化することだが、交付金が不透明な令和9年度以降については、町としてどのように考えているか。少子化の中で対象人数も限られている。特に幼稚園やこども園、3歳から5歳児への支援は、町として子供を支援するという強い姿勢を示すためにも、ぜひ継続していただきたいが、財政当局としての考えは、との質疑に、令和9年度以降については、国の施策として、中学校への支援が継続されるとの動向もあるため、その動きを注視したい。支援が多年度に終わると、保護者の混乱を招く恐れがあるため、現時点で確定した方針

はないものの、教育委員会だけでなく、町長部局とも協議を重ね、方向性を検討していきたい。

財源の確保という面でも、現実には厳しい状況にあるが、単なる金額の問題だけでなく、負担の在り方をどう考えるかという視点が重要である。

令和8年度に無償化に向けて一步踏み出したことを踏まえ、今後の継続についても前向きに検討していく必要があると考えている、との答弁が、教育委員会事務局長、副町長からあった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今の森委員長の報告の中で、子育て環境の件に関して、ほんの少し触れられたところもございますけれども、現在の子育ての環境は、認定こども園1強の状況にある中、公立幼稚園は存続の危機に置かれております。

さきの議場において、教育委員会に、公立幼稚園の認定こども園化の取組などをお聞きしましたが、今は幼稚園の先に位置する小学校、中学校の在り方を鋭意検討中であることから、現時点で公立幼稚園の在り方については、述べることは控えたいという答弁がございましたが、幼稚園の在り方の方向性がいまだ聞けずといったところが非常に残念であります。

今後においても、公立幼稚園の休園が続くことになり、その中で公立幼稚園の行き先が見えない現状に、地域の不安は続きます。

教育委員会予算審議において、公立幼稚園の今後の在り方を含め、幼稚園に関する質疑等があったと考えますが、あればその内容の御紹介をお願いいたします。

議 長 (森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長 岡部議員の質疑にお答えします。

総務の委員会の中では、先ほどの報告の中にもありましたけれども、幼稚園の今後の在り方についての、特化した質問という形ではありませんでしたが、学校統廃合についての今後の対応についての質問がございました。

それに対して、教育委員会の回答としまして、今年度、各地区で座談会を開催して、賛否両論あったけれども、小規模校の保護者からは、地域に残したい思いはあるが、大人数集団の中で活動させたいという意向も出されていると。今後は総合教育会議等で議論を重ね、児童や保護者のニーズを受け止めつつ、3年という期間を一つの目途に方向性を見据えて、環境整備と検討を進めていきたいという回答がございました。

この中には小学校だけではなくて、幼稚園も同じような方向だというふうに、私は解釈をしております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 具体的に幼稚園の言及には触れられていません。そういった中で、所管の常任委員会の委員長として、今後、幼稚園の在り方について、どのような御所見をお持ちでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議 長 ここで、昼食のため、休憩をいたします。 (午後 0時10分)

1時10分から開会いたします。

(休 憩)

議 長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後 1時10分)

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長 先ほどの岡部議員の質疑にお答えいたします。

公立幼稚園のことにつきましては、議員として発言はできませんけれども、先ほども申しましたように、小学校等の今後の統合も含めた今後の在り方について、公立幼稚園につきましても、取りこぼすことのないように、総合教育会議等の審議会等で議論を重ねていただいて、今後の体制について検討していただけるものと思っております。

以上でございます。

議長 そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 森委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第28号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第28号「令和8年度久万高原町一般会計予算」

予算の概要及び歳入予算につきましては、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出予算の主なものは、総務課では、ふるさと納税寄附者への特産品、1,750万円。ふるさと納税取扱い請負業務委託料、1,265万円。移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、2,540万円。

農林水産費では、鳥獣害対策事業費補助金、2,639万4,000円。農業公園研修生研修補助金、1,308万円。農業機械施設整備事業補助金、2,100万円。新規就農者育成総合対策補助金、2,812万5,000円。新

規就農者農業用施設整備資金貸付金、1, 350万円。中山間地域直接支払交付金、4, 269万1, 000円。森林経営管理制度運用業務委託料、3, 303万8, 000円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、4, 970万8, 000円。美しい森基盤づくり整備交付金事業補助金、7, 119万6, 000円。原木購入支援補助金、3, 360万円。林道路面整備崩土除去作業業務委託料、3, 280万円。

商工費では、魅力ある産業づくり企業者支援事業補助金、1, 200万円。中小企業振興資金預託金、1, 600万円。滞在型・体験型観光客誘客促進事業委託金、500万円。インバウンド観光客誘客プロモーション強化業務委託料、483万5, 000円。地域活性化企業人派遣元負担金、820万円。

土木費では、菅生地区公共残土処理場整備工事請負費、2, 000万円。町道上野尻線改良工事請負費、3, 490万円。町道槻仰西改良工事請負費、3, 706万1, 000円。町道橋点検業務委託料、4, 000万円。東明神地区崖崩れ防災対策工事請負金、1, 700万円などとなっています。

審査において、まちづくり戦略課関係では、商店街の活気を生んでいる「くままちひなまつり」だが、活動しているメンバーの高齢化や負担増が課題と聞いている。現在の町からの補助金の効果と、持続可能な運営体制に向けたまちの認識を伺いたい。

また、おひな様の手入れや展示準備に多大な手間がかかるが、運営組織と町がしっかりと協議の場を持ち、双方が自分事として捉えられるような仕組みづくりや、支援の在り方を検討すべきではないか、との質疑に、運営委員会は女性を中心に、展示準備などの力仕事が大きな負担となっている。現在は上浮穴高校や愛媛大学の学生、地域住民にスポット的な支援を仰いでいる。今後も、事務局機能の効率化を図るとともに、実行委員だけに任せるのではなく、役場が中心となって、広く支援を募る体制を継続していき、作業を細かく切り出し、一般の方が参加しやすい形を実行委員とともにつくっていきたい。関わってくれた方が、また来場者として訪れるようなよい循環を目指し、役割分担を整理していききたい、との答弁があった。

全国的に腐食による街路灯の倒壊事例、特に路面付近の根元から折れるケースが報告されており、通行人や車両への被害が危惧される。街路灯の耐用年数

は一般的に30年程度とされるが、事故を未然に防ぐため、行政が主導して定期的な点検、診断、撤去、防食対策を早急に行うべきではないか。

久万町商店街の街路灯は、平成29年から30年にかけて整備されたもので、維持管理については、久万タウン連盟と町の間で協定を締結しており、タウン連盟を中心に、窓口であるまちづくり戦略課が連携して対応している。特に冬季の融雪剤使用により、根元付近の腐食は想像以上に早く進む可能性があるため、異常を早期に発見し、問題があれば速やかに道路管理者である建設課へつなぐなど、適切な維持管理体制ができるよう、常に留意していきたい、との答弁があった。

予算に計上されている商店街移住相談窓口について、事業の目的、実施体制、具体的な運用方法はどうなるのか。商店街の中心商業地では、空き店舗が目立つ一方、出店希望者が物件を借りられず断念するケースが複数ある。窓口設置を機に、空き家だけでなく、空き店舗もバンクに登録できるよう、宅建業者等の民間専門家と連携して、所有者との交渉や、仲介の仕組みを強化すべきではないか、との質疑に、新年度からは試行的に商店街の交流拠点、ゆりラボへ窓口を移し、将来的には役場が閉庁する土日でも対応できる体制としたい。これにより、相談のハードルを下げ、移住促進や空き家バンクの活性化につなげたい。

空き店舗については、一部で活用事例はあるものの、所有者の意向確認ができていない物件が多いのが実情である。まずは所有者の意向を正確に把握する調査を行い、空き家バンクへの統合、または別枠での情報提供も含め、関係者を交えて空き店舗と空き地の利活用が進むよう取り組んでいきたい、との答弁があった。

外国人観光客の地方分散が進み、持続可能な自然文化体験や、SNS映えする独自体験が重視される傾向にある。こうしたトレンドに対し、町としてどのような戦略を持っているのか。また、国内旅行者の消費額は依然としてインバウンドを大きく上回っており、日本人観光客を重視する視点も重要である。

燃料高騰等による安・近・短へのシフトが見られる中、効果的な投資、実行を行う上で、優先すべき三つの施策案を示すとしたら何か、との質疑に、観光ニーズが物消費から事・意味・人・消費へとシフトしていると認識している。

令和8年度も地域活性化起業人を核とし、観光協会と連携したワークショップを継続する。ターゲットを明確に絞り込み、ストーリー性のある商品を造成することで、トレンドに合致した戦略を描いていきたい。

また、本町においては、遍路以外のインバウンド影響はまだ限定的であり、まずは国内の安・近・短のニーズを捉える必要があると思う。

その中で優先する3点は、まず1つ目は、付加価値の高い体験商品、コンテンツの造成と販売。2つ目は、魅力的な観光人材の育成と活躍できる場づくり。3つ目は、インバウンドの取組に向けた海外プロモーションであると考えている、との答弁があった。

国は、観光産業の強靱化策として、宿泊業の高い付加価値創出を重要視している。収益性や生産性を高めることで、待遇改善や施設改修への再投資を促すべきだが、そのためには、まち・宿泊施設・観光協会・旅行会社の連携が不可欠である。現状のプロモーションの課題と今後の方向性は、との質疑に、本町は松山市から1時間圏内という立地から、道後温泉等に宿泊する通過型観光が主流となっている点が大きな課題である。今後は小規模ながらも、都市部にはない体験や滞在をセットにした宿泊形態を模索していく必要がある。具体的には、夜間のイベントや早朝の四国遍路体験など、久万高原町に泊まるからこそできる体験を付加し、宿泊客にその価値を感じてもらうことが重要で、こうした取組は、役場単独では不可能なため、観光協会や宿泊部会と密接に連携し、ターゲットの意識に響く、ストーリー性のある宿泊商品を造成することに力を入れていきたい、との答弁があった。

商店街活性化事業業務委託料について、町はどのような活性化を目指しているのか。具体的な事業構想や委託内容は、中心市街地の活性化には、国道33号沿いと旧道沿いの商店街を区別せず、一体として考え、単発の予算投入に終わらせないためにも、10年20年先を担う中高生や若手世代の意見を聞き、役場の構成とすり合わせた青写真を描いた上で事業を進めるべきではないか、との質疑に、本事業の柱は、空き店舗の活用に向けた所有者と利用希望者のマッチングで、所有者とのかけ橋となる人材を育成、研修することが大きな狙いである。

併せて、人を呼び込むためのイベント造成にも注力し、商店街のにぎわいづ

くりを進めていきたい。

また、国道エリアは、初めて訪れる玄関口。旧道エリアは、歩いてゆっくり滞在を楽しむ場所と特性はあるが、一体となつてにぎわいを取り戻すことが重要だと認識している。

将来を担う若者や地域住民、さらには町外の出身者など、まちを応援してくれる人々を巻き込んだ対話の場を設け、未来像を共有できる場づくりに取り組んでいきたい、との答弁があった。

寄附を受けて、長年かけて整備されてきた7,000本の白銀荘のアジサイは立派な庭園となっている。いただいた寄附金は、令和8年度で5年目を迎え、最後ということになるが、継続的な維持管理に向けて寄附者への相談を含め、その後の方針は、との質疑に、令和8年度で寄附金を活用した事業はひと区切りとなる。寄附者との今後の関わりについては、直接的なパイプを持つ議員の力添えもいただきながら、令和9年度以降の在り方を検討していきたい、との答弁があった。

美術館の予算が、前年度比で375万円減額されているが、その内容は。また、近年は庭園を活用した試みもなされているようだが、10年先を見据えて、持続可能な美術館であり続けるために、どのようなビジョンを描いているのか。

また、山岳博物館は老朽化が進んでいるように見受けられるが、将来的な建て替え構想や、現在検討している内容は、との質疑に、予算の減額は主に、新年度に予定している企画展の規模によるものである。

運営ビジョンについては、美術館を含む3館共通して収益部門の強化が必要だと考えている。文化施設としての側面を守りつつも、ミュージアムグッズの販売など、稼ぐ視点を重視しつつ、自走できる運営を目指していきたい。

山岳博物館は、来年度で築35年を迎え、傷みが出ているのは事実であるが、現時点で建て替えの計画はなく、建物の長寿命化を基本として、年次ごとに計画的な小規模修繕を積み重ねていくことで、施設の維持を図っていく考えである、との答弁があった。

現在の天体観測館は、以前の活発だったイメージに比べて、訪れてもかつてのような勢いを感じないが、担当課はこの現状をどう捉えているのか、との質疑に、以前は学芸員2名体制だったが、現在は若手1名が中心となっており、

事務からイベントまで1人で囲い込むなど、負担が重くなっている点は否定できない。

しかし、今年度、専門知識を持つ会計年度任用職員を採用し、業務の分散を図ったことで、今後は企画やイベントに注力できる環境が整いつつある。

現在の学芸員によるイベントのナレーションなどは、利用者から非常に高い評価を得ており、こうした既存のよいところをさらに伸ばしていきたい、との答弁があった。

久万高原町版C B T調査計画について。C B Tは、本来、地域住民が主体となるものだが、今回の業務委託はどのような事業を想定し、どう進める予定なのか。本事業を含む持続可能な観光創造プロジェクトは3か年計画で、今年度だけでも多額の予算が投入されるが、過去には高額の予算を投じながら活用されなかった観光商品の事例もある。

その二の舞にならないよう、3年後の具体的な到達目標は、との質疑に、本計画は、人に焦点を当て、地域の魅力を人を通じて伝える観光ビジョンを取りまとめるものである。

委託先については、プロポーザル方式で選定する予定であり、委託業者には観光客事業者のアンケート調査、ワークショップのファシリテーション、先進事例の調査などが含まれ、これらを通じて幅広い住民の意見を集約し、人材が活躍できる場づくりを目指したい。

また、この事業は、国費を半分充当して実施するものであり、大きく三つの柱を掲げている。

1つ目は、今年度中に内外の観光課題を洗い出し、持続可能な観光の土台をつくる。

2つ目は、人材の掘り起こしと商品化、会いたい人を目当てに訪れる旅を推進する。個々の人々を前面に打ち出した商品を対外的に販売する。

3つ目は、認知度向上と消費拡大、石鎚・カルストエリアの専門知識を生かして、インバウンドを含む観光消費額を増やす。

最終的には、観光による収益が住民の生きがいや住民福祉の向上に直結するような事業にしていきたい、との答弁があった。

今年度、観光協会の助成金が500万円増額され、1,350万円となって

いる。事務局長のフルタイム化や、労務経理担当の配置が理由とされているが、限られた予算を事務的な管理業務に充てるのではなく、観光を回していくプロジェクトリーダー的な人材の育成にこそ投資すべきではないか。

労務、管理などは、外部委託も可能ではないか、との質疑に、現在、事務局長がパートタイムであるために、本来は企画や販売、PRに専念すべきプロパー職員の地域活性化起業人の業務が、事務作業に圧迫されている現状がある。まずは事務局長をフルタイム化し、組織の土台を固めることで、職員が観光事業の利益に直結する業務に集中できる体制をつくりたい、との答弁があった。

木質バイオマス燃料となる原木の供給不足を懸念する声が住民から上がっているが、本事業の計画スタート時から関わっている住民団体や、業者の枠組みに変化がなく、当初の計画どおり、一丸となって進んでいるという認識でよいのか。

また、住民からは、説明が限定的で、状況が見えない。知らないうちに物事が決まってしまうのではないか、という不安の声も届いている。町として丁寧な議論を重ねているというメッセージを、機会を捉えて発信していくべきではないか、との質疑に、現在も民間からの提案をきっかけとして、原木の供給や売電など、多岐にわたる課題を検討中だが、検討メンバーや枠組みについては、従来と変わりなく継続して検討している。

これまでも節目ごとに議会へ説明しており、情報の性質上、慎重を期する部分があるが、住民、議会への丁寧な説明と、情報共有は常に重要であると考えているため、今後もその方針で進めていきたい、との答弁があった。

昨年のクイーンズ駅伝に出場した愛媛銀行女子陸上部が、古岩屋や直瀬地区を拠点に、夏合宿を行ったと聞いている。こうした実績は、総合計画で掲げるスポーツを通じた交流と、活力の好事例である。

合宿ルートとなった過疎農道や直瀬地区は、桜や紅葉、田園風景が美しく、ジョギングや旅ランなどの客を呼び込める大きなポテンシャルがあると思うが、県とも連携し、距離表示の整備などを行うことで、直瀬地区の新しい集客手段として検討してはどうか、との質疑に、愛媛銀行陸上部が当町での合宿を経て、頂点の大会へ出場できたことは非常に大きな成果である。

自転車のブルーライン整備と同様に、ランニングという視点でのコース整備

は非常に有効で、早朝ランニングと宿泊をセットにした旅行商品の造成も期待できるため、提案のあったルート整備については、関係機関とも協議しながら前向きに取り組んでいきたい、との答弁があった。

農業戦略関係では、農業の担い手が減少する中、農作業中の死亡事故は、地域農業の存続に関わる喫緊の課題である。事故の起きやすい圃場への進入路の改善や、安全教育の充実を、まちとして強化すべきではないか。

特に進入路が未整備など、中規模農家へ作業受託をお願いしても断られ、耕作放棄地化する一因となっている。本予算の小規模基盤整備事業補助金は、こうした進入路の改善にも活用できるのか、との質疑に、本事業には耕作道の整備予算も含まれており、進入路の整備が可能である。

これにより、大型機械での安全な作業が可能となり、結果として、作業効率の向上にもつながると考えている。

安全対策については、多面的機能支払金などの、支払いの活動組織において、作業前の安全確認チェックを徹底するなどの対策を行っている。今後は、農業者が集まる機会を捉えた周知に加え、JAや県の指導班とも連携し、栽培技術の向上と並行して、安全な作業環境の構築についても指導を徹底していきたい、との答弁があった。

町の豊かな自然を生かした地場産業であるアマゴの養殖業者が、現在は2業者まで減少している。資材や餌代の高騰により、経営が極めて厳しく、うち1業者は廃業を検討しているとの話もある。

農業や畜産分野では、肥料、飼料の支援が行われているが、内水面漁業には支援がない。魅力ある地場産業を守るために、支援を行うべきではないか、との質疑に、町内の2業者のうち1業者については、餌代の高騰に加え、近年の水位低下の影響もあり、令和9年度に廃業予定であると聞いており、非常に苦しい経営状況であるとの情報は把握している。今後の資材価格の推移を注視し、経営状況を十分に精査した上で、財政と協議も必要なため、慎重に検討を進めたい、との答弁があった。

アマゴ養殖は多量の水を必要とするが、人工林の成長等による谷川の減水や、資材費の3倍近い高騰により、経営は極めて困難な状況にある。業者が経営を継続できるよう、支援体制を検討すべきではないか、との質疑に、アマゴは町

の清流を象徴する風物詩であり、重要な特産品であると認識している。しかし、農業や林業への支援に比べ、アマゴ養殖への支援が手薄であったことは否めない。町としてどのような支援が考えられるか、内部で十分に協議を行い、支援できるように努力してまいりたい、と町長から答弁があった。

林業戦略関係では、父野川事業所の設備の老朽化で、修繕しながら操業を続ける町の林業の重要拠点だが、現在は市売りによる仕入れができず、厳しい状況にあり、町は原木購入の５％程度を支援するとしているが、この程度の支援で本当に施設の安全安定操業につながるのか、との質疑に、昨年事故の影響で契約販売による仕入れができなくなり、市売りに頼らざるを得ないことが経営の大きな負担となっている。

支援額の５％については、従来の購入単価と現在の想定単価の差額分を念頭に、町として最低限の負担軽減を図るべく算出したものである、との答弁があった。

今回の支援が町の基幹産業を支える拠点支援であるならば、町内で同様に林業を支えている民間事業者から要請があった場合も、同様に支援を検討するよという理解でよいか、との質疑に、仮にそのような状況になれば、要望を受けたからといって全てを支援するわけではないが、基幹産業を支える立場の施設であれば、支援の可否について協議し、議会にも相談したい、との答弁があった。

機械更新までの暫定的な支援とされているが、令和８年４月以降も、状況に応じて、町として適切に対応する考えはあるのか。その際、製材所の損益分岐点も視野に入れた検討を行うのか、との質疑に、機械更新までの経過的な対応であるが、施設の老朽化や修繕の現状を鑑み、令和８年４月以降も原木価格や確保状況、設備の稼働、更新計画の進捗を丁寧に把握し、必要に応じて適宜適切に対応していきたい。また、単なる操業面だけでなく、損益分岐点を含む収支の実態や、経営状況を重要な判断材料として、操業継続に支障を来す恐れがあるかを見極め、必要な対応を検討したい、との答弁があった。

利用頻度が低く、利用料金も極めて安価と指摘してきたレーザー加工機を、９００万円もの高額な新型機に買い換える必要があるのか、との質疑に、現行機は平成２５年に３６０万円で購入し、ものづくり支援や、製品の付加価値向

上を目的に運用しており、利用料金は、当初、半日500円、現在は800円と低価格だが、近年、直近数年も、年間25万から37万円程度の利用料収入があり、一定の利用は継続している。

買い替え理由は、導入から年数が経過し、レーザー部の老朽化が進み、交換部品の在庫も枯渇してきており、故障時に復旧できないリスクが高い。更新予定機は、現行機に比べ、出力、加工範囲、加工速度が大幅に向上するため、これにより加工の効率化と対応範囲の拡大が見込まれる、との答弁があった。

他自治体の事例のように、木育や商品化への具体的なビジョンがあるなら理解できるが、古いから最新型に買い換えるという説明だけでは妥当性が見えない。具体的な活用計画と結びつけて提案すべきではないか、との質疑に、周知不足や、利用が広がっていない現状を課題として認識しており、これまでは町の直営管理だったため、相談と貸与や、利用拡大に十分な体制がとれていなかった。

更新に合わせて管理運営を木育、木工団体へ委託し、利用相談、講習、加工サポートの窓口を一体化し、料金、ルールの一貫、実績把握、改善指示や成果実証に注力して、利用件数や事業利用者数などの指標を整理し、利用が進まない場合は、速やかに運用を改善することで、適切な予算執行に努めていきたい、との答弁があった。

購入ありきで進めるべきではなく、購入前に新機種をどう活用していくのかという明確なビジョンと、具体的な運用計画を説明すべきであるが、との質疑に、指摘のとおり、まずは運用の体制をしっかりと整えた上で取り組むという段取りで進めていきたい、との答弁があった。

高額な最新機械を導入するに当たり、以前から求めている利用料の見直し案がいまだに示されていない。営利目的の利用者とボランティア利用者では、料金体系を分けるなど、利益誘導にならないための多角的な検討が必要である。町民や議会に対して、早期に使用料の考え方を示すべきではないか、との質疑に、利用料の設定については、早期に町内外利用者の区分や運用の詳細ルールなど、検討すべき課題が多くあるため、それらを含めて改めて議会へ報告する、との答弁があった。

建設課関係では、町内の若者から住む場所がないという声を聞く一方で、利

便性の高い特公賃の空き家が目立っている。

空き家のままでも管理費は発生するため、稼働率を上げるための具体的な方策や方法はないのか、との質疑に、本来は中堅所得者向けだが、世帯構成の変化等によりニーズが多様化し、全国的に空き家率が高まっている。

特公賃をより柔軟な運用ができる地域優良賃貸住宅等へ転換できる制度があるため、本町においても、こうした制度変更を活用した稼働率向上が可能かどうか、今後、調査研究を進めていきたい、との答弁があった。

落出、成川橋、有枝などの地区にある大規模な町営住宅においても、入居者が極めて少なく、空き家が目立っている。維持管理費をかけ続けるよりも、現状を打破するための代替案を検討すべきではないか。外部から見てももったいない状況であり、検討を先送りにするのではなく、令和8年度中には第一ステップとしての方向性を議会に示すべきではないか、との質疑に、合併以来、中心部以外の住宅の空きは課題となっている。一部の棟で修繕費を抑制するなどのめり張りをつけているが、残った箱物の活用が課題である。法的な制限はあるものの、民間との連携を含めた柔軟な活用について、部分的な検討を開始している。

公共施設個別計画等に基づき、検討はしているが、物件数が多く、現場状況も異なるため、一括して方向性を示すには現時点では難しいが、公共施設等の各計画の内容を中心に、現状を整理した上で、できるだけ早く報告できるように努めたい、との答弁が、副町長からあった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

ただいまの委員長の報告の中で、林業関係のレーザー加工機、これの予算の

件がございました。

会議録を拝見させていただきますと、この本会議最終日前に、議会のほうに対して、林業課長が説明するというふうな答弁もありましたけれども、議会前の全協においても、その説明がありませんでしたが、この件についてはどういうふうになっているのでしょうか。

議長 暫時休憩いたします。 (午後 1 時 4 4 分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2 時 0 7 分)

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 先ほどの岡部議員の質問には、委員長として答えることができません。以上です。

議長 そのほか、質疑ございません。

(なしの声)

議長 阪本委員長、お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。
議案第 28 号「令和 8 年度久万高原町一般会計予算」の質疑を行います。
質疑される方ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほど産建の委員長に対して質疑を申し上げましたけれども、委員長の立場上、答弁ができないといったことで、このことについて行政のほうから説明を

していただきたいと思います。

総務課長のほうからでも、説明をお願いいたします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

岡部議員の質疑の中で、購入目的が曖昧という部分の答弁かと思います。

購入計画を立てた段階で、それぞれ役場全体の事業全体も見ましても、中には購入計画が曖昧な部分のあるような事業もあり得るかもしれません。今回の事業においても、バックビジョン、グランドデザインが十分でなかったということは反省すべき点だというふうに考えております。

ただ、今回のレーザー加工機の購入につきましては、町の基幹産業である林業の発展に寄与する部分も当然ございますし、強いて言えば、町のお土産品のつくり上げですとか、そういったものを活用してのふるさと納税の確保という部分にもつながるといふふうに考えておりますので、今後においては、十分購入目的をはっきりさせた上で、事業の執行をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 別件なんですけれども、1年間の議会のうち、最もタイトな3月議会でしたけれども、非常に静かな中で最終日を迎えております。

令和8年度予算は、引き続き基金を取り崩さなければ組めない状況にある中で、現在、二つの林業拠点整備事業計画が進められていることから、改めて確認をさせていただきます。

チップ工場の整備計画は、供給材の壁といったことの克服が至上命題でございます。また父野川製材加工場再整備におきましては、根拠に基づいた専門的な選択判断が求められますが、地域経済の活性化において、官公需として果たす役割は大きいと考えます。

その上において、二つ合わせた事業規模は数十億円規模になる見込みで、未来交付金を活用するとしても、町の財政に与える影響は非常に大きく、関連した支援や投資が町の収益につながるか否か。4月以降2年間におけるEBPMを踏まえた町の判断は極めて重要であります。

議会としても、町の最終判断となる議決という、大変重い責任を担うことから、計画の動向を注視し、その時々状況を慎重に見極める必要があり、町においても明確な説明に努め、かつ、事後報告にならないことが求められます。

危機感を持って事業に取り組むとする町のお覚悟をお聞きいたします。

副町長のほうから答弁いただきたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

岡部議員が一般質問でも確か発言されましたEBPM、このところが今の質問の一つの大事な部分かなというふうに受け止めております。

EBPM、御存じのように、経験や勘に頼ることなく、明確なデータと申しますか、合理的な根拠、数字的なものも含めて、あるいはその地域にある文化ですとか、そういった明確なところに基づいて、データをしっかりと押さえた上で、政策目的をしっかりと持って、事業を行って、そして評価していくという仕組みだというふうに思っております。

今、御質問がありました今回の林業の最重要課題であります林業のこの取組についてですけれども、このEBPMという視点で捉えますと、取り組み方で、手法で捉えますと、一つは岡部議員言われたように、財源の有効活用といった観点、それからもう一点は、地域産業ではありますけれども、林業資源、森林資源ということで、これも長期的な視点に立つ必要があるということが2点目。

それからもう一点は、森林の木材供給だけではなくして、様々な多面的な機能、その視点と、この三つの視点で捉えた上で、先ほど申された最重要課題を取り組んでいく必要があるというふうに認識をしております。

その一つの進め方の手法として、このEBPMを町としても、これを機会にしっかりと押さえて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 そのほか質疑ございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 7款1項2目、観光費のところでお伺いをしたいというふうに思います。

私は、一般質問で指定管理制度についてお聞きをしました。

一般質問は政策論争でありますし、中身のところまで突っ込むことはできません。よって、ここで細かいことは質疑させていただいたらというふうに思います。

指定管理者制度の運用については、指定管理者との協定や契約など、重要な事項についてどのように取り組まれているのか、まずお聞きをしたいと思います。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、指定管理の候補を議決いただいた後、指定管理者になる方と、基本協定と年度協定というような形の協定を結ばせていただいております。

以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 指定管理者制度では、指定管理に関する施設の設置条例、指定管理者の指定について、議会の議決が必要です。

議決案件であるにもかかわらず、議会に必要な契約書の正式な提出がないまま、多額の施設修理費などは町費で支払われていると聞いております。これは議会軽視では済まされない問題だと思いますが、なぜ提出しないのか、答弁を

求めます。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

議決案件というのは、先ほど候補者を議決いただくというところですが、協定については、指定管理施設それぞれ共通の仕様というものを使っております。これはどのタイミングで、どの程度、議会のほうに説明、過去にしてきたかという現状もございますが、かなり古いものをずっと使っているというところもございますので、まず一番に御説明を差し上げるというのは大前提ですが、これの見直し等についても、柔軟に対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 昨年の12月議会で、契約書について議会に提出をされないまま、説明もなく、新たな指定管理者との指定について議決をされております。

契約の主な事項については、古い建物が多く、設置条例を改正し、指定管理者の責任として、町の負担のない契約にすべきと考えますが、町長の答弁を求めます。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

指定管理スタートして、もう20年ぐらいたつのだと思っております。それぞれ検討もいただいて、頑張ってください、まちの活性化にも寄与はいただいているところでございます。

中には、本会議でも瀧野議員おっしゃられたように、途中で頓挫した事例もあって、その辺りは残念なところでございますけれども。今後において、大分、

建物も古くなっておりますから、その辺りの維持管理をどうしていけばいいのか、一番ベターな、そして町民の皆様方が納得できるような、そういう修理のお金の出し方でないといけないと思います。

今、高木課長が申しあげましたように、もう随分、指定管理制度始まって時間がたっておりますから、今の御指摘は、今後について一番皆さんが納得できるやり方をとということでありましょうから、協定の在り方も、根本から議員の方にも入っていただいておりますけれども、町有観光施設の在り方については、その辺りのところ、基本のところをもう一回きちっと精査をして、皆さんに納得いただけるようなものに整えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 十分時間があるので、時間調整と思いましたが、もう少しやらせていただきたらと思います。

無償貸与についてであります。無償対応については、読んで字のごとく、私は全ての責任は事業者にあると理解をしておりましたが、その後、また契約書なるものが出てきました。なぜ指定管理者制度から無償貸与にしたのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

今、議員御指摘の無償貸与の施設でございますが、これ国民宿舎古岩屋荘とふるさと旅行村という、この二つの施設がございます。両施設とも昭和49年と52年という形で、現在も築50年以上が経過しているというような施設でございます。

町が負担する法定の費用ですとか、維持管理費、こういったコストがかさんできていまして、管理者との指定管理契約もなかなかうまくいかない。指定管理の期間も3年から5年という短期ですので、指定管理者が投資をするということも、なかなか呼びにくい、誘導しにくかったというような事情もございまして、これ2か年ほど町有観光施設管理検討委員会で検討していただいた後に、この無償貸与、10年間という答申をいただいたというのが経緯でございます。以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 初めて指定管理にした当時は、1億8,000万から2億ぐらい、指定管理者の方が売り上げていたというふうに聞いております。

同じ施設を同じ業者に管理委託するのに、設置条例を廃止して、普通財産にしてまで無償貸与にした。指定管理者制度との経費、あまり私は変わらないと思いますが、なぜ無償貸与にしたのか。無償貸与にはどのような利点があるのか、お聞きをしたいと思います。

議長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

無償貸与にした一番の利点といいますと、やはり法定の費用ですとか、修繕にかかる費用、そういった固定的な経費を全て貸与先に負担をしていただくというところをメリットと考えております。

以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 令和7年度の第6回久万高原町議会定例会で、議案第84号「久万高原町一般会計補正予算(第5号)」が審議対象になっており、産業建設常任委員会委員長報告の中に、古岩屋荘ボイラー取替え工事355万9,000円。歳入

でも、古岩屋荘基金繰入金の増額、355万9,000円が記載され、ボイラー取替予算措置自体は、補正予算全体として議決をされ、議会で承認をされております。

契約による古岩屋荘のボイラーの取替え予算は、しっかりとした提案理由の説明をし、今後においては、独立した議案として提案をすべきだと思いますが、この件についてはどのようにお考えか、お聞きをします。

議 長 (高木まちづくり戦略課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

令和7年12月議会における補正予算で、議員御指摘のとおり、古岩屋のボイラーの修繕工事に360万ほどの予算。それとは別に、町有観光施設の修繕費300万という予算を計上させていただきました。

事前の御説明というのが十分足りてなかったということではございますが、こういうふうに、予算の名称としても分かる形で御提案をさせていただいたというところはございますが、事前の全協なり、合同専門委員会での説明が不足していたというところは反省しているところでございます。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 最後にしたいと思います。

条例違反、契約違反、手続違反など、議会は町の全ての事務事業について監視をし、議論をし、合議または裁決により決定をすることが求められております。

今回の案件は、議会の監視機能の欠如につながる大きな問題だというふうに思います。

施設は古い施設が多い、経費の削減が町全体の問題、今後の取組について、指定管理者制度、施設の無償貸与の在り方、契約協定の考え方について、町の予算を伴わない制度の運用が必要であると思います。

経費のかかる施設は、できるだけ解体すべきと考えるが、今後の取組について、副町長の答弁を求めます。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

瀧野議員の質問、何点かございますけれども、総括的なところで申し上げますと、非常に制度も古いと言いますか、制度がスタートして、年数がたっている。それから、町有施設も多くのもが年数がたってきているといったその中で、やはり従来と同じやり方でやってきていることに対しての一つの課題ではないかと思っております。

一つとして、無償貸与につきましては、メリット、御説明させていただきましたけれども、これまで指定管理中心でやってきたところを、初めて無償貸与という、そういう手法に切り替えたところというのは、もっと丁寧な説明であったり、もっと理解をいただく必要があったというふうに思います。

それから、指定管理制度についても、町長も説明されましたけれども、20年近くたっている状況ですけれども、手続的なところは以前と同じ、条例もそれに基づいているといったところで、条例の中にもやはり、まだまだ今の時代に合った見直しというのが大事だというふうに思っております。

それから3点目は、古い施設が多い。それから、そういった中で制度を見直しながら、町の負担もできるだけ抑えていくといったところの視点でいきますと、やはり総合管理計画のあたりも、ただ計画を立てるのではなくして、実行を見越した計画にしていく。

総合管理計画は、各課が施設を管理していますので、これは全庁的な取組になりますので、そういった中で、全庁としての方向性もしっかり確認しながら進めていくと。そういったところで、8年度以降、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 そのほか質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号「令和8年度久万高原町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 ここで、40分まで休憩いたします。 (午後2時28分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後2時39分)

議 長 お諮りします。
日程第25、議案第29号から日程第30、議案第34号までの令和8年度特別会計予算に関する6件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第25、議案第29号から日程第30、議案第34号までの令和8年度特別会計予算に関する6件は一括議題にすることに決定しました。本案について、まず、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長 総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第29号「令和8年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」

令和8年度国民健康保険事業特別会計の当初予算額は、10億1,768万円、前年度比較809万1,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、一般被保険者の療養給付費、6億3,208万2,000円、一般被保険者の高額療養費、1億472万円、一般被保険者医療給付費に係る納付金、1億5,055万9,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等納付金、4,947万円。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、1億3,756万2,000円。

保険給付費等県交付金普通交付金、7億4,242万6,000円。

一般会計繰入金、8,398万1,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号「令和8年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」

令和8年度国民健康保険診療所事業特別会計の当初予算額は、9,009万4,000円、前年度比4,299万8,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、父二峰診療所、歳出総額2,082万6,000円。人

件費・光熱費等の需用費・業務委託料等の総務管理費 1, 441万6, 000円。医薬材料費・検査委託料等の医業費、636万円。

面河診療所、歳出総額 1, 606万1, 000円。人件費・光熱費等の需用費・業務委託料等の総務管理費、1, 212万9, 000円。医薬材料費・検査委託料等の医業費、388万2, 000円。

柳谷診療所、歳出総額 5, 320万7, 000円。人件費・光熱水費等の需用費・業務委託料等の総務管理費、3, 647万5, 000円。医薬材料費・検査委託料等の医業費、1, 653万2, 000円。

歳入の主な内容は、外来収入、4, 897万8, 000円。一般会計繰入金、1, 907万1, 000円。事業勘定繰入金、1, 851万8, 000円。前年度繰越金、250万円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号「令和8年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」
令和8年度後期高齢者医療保険事業特別会計の当初予算額は、2億88万2, 000円、前年度比較、1, 698万6, 000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金、2億7万2, 000円。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 1億1, 671万7, 000円。
一般会計繰入金、8, 335万6, 000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号「令和8年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」
令和8年度介護保険事業特別会計の当初予算額は、17億6, 339万3, 000円、前年度比較 229万3, 000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、介護報酬支払いに要する経費等の介護サービス等諸費、14億4, 504万4, 000円。介護報酬支払いに要する経費等の介護予防サービス等諸費、4, 752万3, 000円。費用が高額になった場合の負担軽減に要する費用の高額介護サービス等費、5, 049万6, 000円。施設入所者の居住費等の軽減に要する費用の特定入所者介護サービス費等費、6, 200万3, 000円。介護予防事業や日常生活支援総合事業費、3, 425万7, 000円。包括的支援事業・任意事業費、4, 594万6, 000円。

歳入の主な内容は、第1号被保険者介護保険料、2億5, 007万7, 00

0円。介護給付費国庫負担金、2億8,562万8,000円。財政調整交付金、2億690万5,000円。介護給付費支払基金交付金、4億4,531万7,000円、介護給付費県負担金、2億3,926万7,000円。介護給付費一般会計繰入金、1億9,380万7,000円。その他一般会計繰入金、5,888万2,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号「令和8年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」

令和8年度訪問看護事業特別会計の当初予算額は、4,463万円。前年度比較、289万6,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給料や手当等の人件費、3,958万7,000円。燃料費や光熱水費等の需用費、176万9,000円。看護業務委託料200万円。

歳入の主な内容は、訪問看護療養費収入、648万円。訪問看護介護報酬、1,188万円。訪問看護報酬利用者負担金、240万円。前年度繰越金、2,386万6,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
森委員長、お引き取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第34号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第34号「令和8年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」

令和8年度久万高原町凶荒予備事業特別会計の当初予算額は、1,119万円。前年度比較、185万円の減額となりました。

歳出の主な内容は、作業道等補修や、皆伐作業地下刈等の財産管理費、128万2,000円。奨学資金貸付金、924万円。

歳入の主な内容は、前年度繰越金、610万5,000円。学資貸与償還金、444万6,000円などとなっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については1件ずつ行います。

議長

議案第29号「令和8年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号「令和8年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第30号「令和8年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号「令和8年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第31号「令和8年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号「令和8年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第32号「令和8年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」について、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号「令和8年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第33号「令和8年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」
について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「令和8年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第34号「令和8年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」
について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号「令和8年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」については、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。
日程第31、議案第35号から、日程第34、議案第38号までの、令和8年度事業会計予算に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、日程第31、議案第35号から日程第34、議案第38号までの令和8年度事業会計予算に関する4件は一括議題にすることに決定しました。
本案について、まず、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長

総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第35号、議案第36号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第35号「令和8年度久万高原町立病院事業会計予算」

1、業務の予定量。病床数。一般病床、60床。入院患者数、年間1万7,520人。外来患者数、年間、2万6,550人。

2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、10億2,544万2,000円。令和7年度の予算額と比較すると、2.1%の減となっています。

収入の主な内容は、医療収益、8億2,849万5,000円。医業外収益、1億9,694万7,000円。

支出の主な内容は、医療費用、10億268万6,000円。医業外費用、2,215万6,000円。

3、資本的収入及び支出。

収入の予定額は、4,794万7,000円。支出の予定額は、6,520万3,000円。

収入の主な内容は、企業債1,250万円。他会計からの長期借入金、1,250万円。他会計負担金、2,294万7,000円。

支出の主な内容は、建設改良費、2,800万円。企業債の元金償還金、1,924万1,000円。他会計からの長期借入金償還金、1,796万2,000円。

収入の不足額、1,725万6,000円は、損益勘定留保資金で補填。

4、他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、1億9,190万5,000円。資本的収入、3,544万7,000円などとなっています。

審査では、4月から病床を地域包括ケア病床に完全転換、60床するとのこ

とだが、これにより、医業収益にどのような影響が出るか。また、病床稼働率の目標はどう設定しているか、との質疑に、1日平均48人、稼働率80%を見込んでいるが、できれば85%を目指したい。

収益面では、令和7年度の見込み、約7億4,400万円に対し、令和8年度は転換により、約8億2,800万円への増収を見込んでいる、との答弁があった。

地域包括ケア病床の鍵を握るのは、地域連携室の営業努力である。

松山圏域の急性期病院から回復期の患者を呼び戻す際、また退院後に町内の特養や在宅へつなぐ際、どのような考え方で取り組んでいるか、との質疑に、松山圏域の医療機関を回り、回復期に町立病院へ戻れるよう、営業を強化している。

町内の関係機関とは入院時から早期に連携を進めており、業務フローの改善を図っている。この活動は必ず実を結ぶと考えている、との答弁があった。

他自治体の成功例では、事務局長や院長が経営感覚を持ち、連携室が機能することで成果を上げている。本町でも地域連携性の取組を強化し、予算のリカバリーを目指すべきだ。また、以前に比べ利用が減っている訪問看護についても、訪問診療と連動させて強化すべきではないか、との質疑に、地域連携室については、地域包括ケア病床の管理を念頭に徹底して取り組み、訪問看護については、町立病院とのさらなる連携により、これらの経営状況を大幅に改善できるよう、取り組んでまいりたいとの答弁があります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号「令和8年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」

1、業務の予定量。

入所者定員、50床。通所者定員、25人。年間療養者数、入所者、1万7,965人。通所者、5,210人。1日平均療養者数、入所者49.2人。通所者、23.7人。

2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、3億6,933万9,000円。令和7年度の予定額と比較すると、率にして0.7%の増となっています。

収入の主な内容は、施設運営事業収益、3億959万4,000円。施設運

営事業外収益、5,972万5,000円。

支出の主な内容は、施設運営事業費用、3億6,732万5,000円。施設運営事業外費用、141万4,000円。特別損失、60万円。

3、資本的収入及び支出。

収入の予定額は、2,908万2,000円、支出の予定額は、4,238万円。

収入の内容は、企業債、260万円。他会計からの長期借入金、260万円。他会計負担金、2,388万2,000円。

支出の内容は、建設改良費、648万9,000円。企業債の元利償還金、3,555万1,000円。他会計からの長期借入金償還金、34万円。

収入の不足額、1,329万8,000円は、損益勘定留保資金で補填。

4、他会計からの補助金。

収益的収入、4,761万7,000円。資本的収入、2,648万2,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第37号、議案第38号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第37号「令和8年度久万高原町簡易水道事業会計予算」

1、業務の予定量。

給水戸数、3,500戸。年間総配水量、98万6,000立方メートル。1日平均配水量、2,701立方メートル。主要な建設改良費、9,800万円。

2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、3億7,386万4,000円となっています。令和7年度の予算額と比較すると、率にして0.9%の減となっています。

収入の内容は、給水収益などの営業収益、1億2,090万8,000円。他会計負担金などの営業外収益、2億5,295万6,000円。

支出の主な内容は、原水及び浄水費などの営業費用、3億5,193万4,000円。支払利息などの営業外費用、2,183万円。

3、資本的収入及び支出。

収入の予定額は、2億7,099万1,000円で、支出の予定額は、2億9,443万7,000円となっています。

収入の主な内容は、企業債、3,810万円。一般会計繰入金、1億9,171万1,000円。他会計からの長期借入金、3,810万円。

支出の内容は、建設改良費、1億50万円。企業債償還金、1億9,393万7,000円。

収入の不足額、2,344万6,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

4、他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、4,257万3,000円。資本的収入、1億9,171万1,000円となっています。

審査では、水道部門の職員が病気やけがで欠員となった場合、維持管理が立ち行かなくなる恐れがあると思うが、危機管理に備えた体制も必要である。こ

の体制をどう認識しているか。災害発生時、今の少人数体制で本当に対処できるのか。平常時と非常時の切り替えを含め、具体的な対策を講じるべきではないか、との質疑に、職員が住民生活に直結する業務に、休日を問わず尽力していることは承知しており、体制が十分ではないという認識を持っている。

現在、業務の一部をアウトソーシングできないか、他自治体の事例を調査検討している。

令和8年度からの改善を目指し、審議会等を通じて業務の見直しを行っていききたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号「令和8年度久万高原町下水道事業会計予算」

1、業務の予定量。

整備人口、4,760人。年間汚水処理水量、44万5,500立方メートル。1日平均処理水量、1,222立方メートル。主要な建設改良費、1,027万3,000円。

2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、4億752万3,000円となっています。令和7年度の予定額と比較すると、率にして、1.0%の減となっています。

収入の主な内容は、下水道使用料などの営業収益、8,567万2,000円。他会計負担金などの営業外収益、3億2,185万1,000円。

支出の主な内容は、管渠費などの営業費用、3億7,652万3,000円。支払利息などの営業外費用、2,950万円。

3、資本的収入及び支出。

収入の予定額は、1億1,629万8,000円で、支出の予定額は、2億182万8,000円となっています。

収入の内容は、企業債、1億350万円。補助金、1,159万7,000円。負担金、120万1,000円。

支出の内容は、建設改良費、1,027万3,000円。企業債償還金、1億9,155万5,000円。

収入の不足額、8,555万3,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

4、他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、1億8,944万円。資本的収入、876万3,000円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本委員長、お引き取りください。

議長 各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第35号「令和8年度久万高原町立病院事業会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今年の4月以降、診療報酬の改定が行われますけれども、当然、内容としては、本体の引上げ、薬価等の引下げ、こういった両面があると思います。
そういう関係上、病院経営におけるプラス要因、マイナス要因、この予測をお聞きいたします。

議長 (沖中病院等統括事務長を指名)

沖中事務長

岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今回予定されております診療報酬の改定におきまして、町立病院での影響を
考えられる点についてでございますが、まずプラス面、こちらにおきましては、
入院基本料の引き上げ及び物価高騰等に対応した新たな加算が新設されるとい
う点が挙げられるかと考えております。

これによりまして、診療報酬の引上げ前と比較いたしまして、予定どおりの
入院病床稼働率、これを確保できた場合、約1割ぐらい収益が上がるのではな
いかという予測を見込んでおります。

ただ一方、地域包括ケア病床におきまして、日数制限がございますので、一
定の日数、こちらを超えました途端に収益は半分、またそれ以下に下がると。
激減するという危険性がありますので、徹底した入院管理、日数管理が必要か
と考えております。

この面におきまして、短いスパンで退院支援を行っていかねばならない
ということを考えますと、決して楽観視ばかりできるものではないというふう
な認識をしております。

以上でございます。

議 長

よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「令和8年度久万高原町立病院事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第36号「令和8年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号「令和8年度久万高原町立老人保健施設事業会計
予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第37号「令和8年度久万高原町簡易水道事業会計予算」について、質
疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第37号「令和8年度久万高原町簡易水道事業会計予算」
は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第38号「令和8年度久万高原町下水道事業会計予算」について、質疑

を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「令和8年度久万高原町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 お諮りします。

日程第35、議案39号から日程第37、議案第41号までの計画の策定に関する3件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程第35、議案第39号から日程第37、議案第41号までの計画の策定に関する3件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、まず総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長

総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月14日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第39号、議案第40号、議案第41号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第39号「第3次久万高原町総合計画の策定について」

現行の総合計画及び総合戦略が令和7年度末をもって計画期間が終了することに伴い、第3次久万高原町総合計画を策定するもので、計画期間は、基本構想、令和8年度から令和17年度。基本計画、前期、令和8年度から令和12年度。後期、令和13年度から令和17年度。

目指す将来像は、森と人が編む、愛の環（わ）ーウッドスクエア久万高原を掲げ、五つの施策、築（きずく）、栄（さかえる）、葉（しおり）、植（うえる）、構（かまえる）を柱とするもので、本計画の趣旨は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、基幹産業である農林業や今後の成長が期待される産業の基盤強化など、山積する諸課題に対し早急に対策を講ずるため、国の「地域未来戦略」を的確に捉えた新たな総合計画を策定し、町政の指針を明確に示すことなどとなっています。

審査では、計画にある地域の力というが、実際には衰退している地域もあり、理想と現実乖離があるのではないかと。交付金を得るためのコンサル主導の計画にも見えるが、組織が整っていない地域をどう救うのか。実行に当たっては、地元の声を聞きながら修正していく柔軟な運用が必要ではないかと、との質疑に、本計画は各課が積み上げて策定したもので、示された数字には確かな根拠がある。

町が目指すべき姿として、この方針を掲げているが、運用に当たっては時点ごとに修正が必要な部分は情報共有しながら、住民に選ばれるまちとなるよう

努力していきたい、との答弁があった。

計画内の「植」の中の文化財活動に関連し、上黒岩遺跡の出土品管理について、以前、大学等から資料を返還してもらうための施設整備計画、埋蔵文化財センター等があったが、財政的理由等で頓挫している。この問題をどう解決し、町の大切な文化財を呼び戻すつもりか、との質疑に、現在は学芸員を中心に地域で文化財を守る機運醸成に取り組んでいる。大規模な費用をかけずとも管理できる施設の在り方を検討しており、3年程度の活動期間を経て、最終的には大学から資料を返還してもらい、町で一括管理できるよう進めていきたい、との答弁があった。

また、上黒岩遺跡は日本最古の犬の骨が見つかるなど、非常に貴重な財産である。県との調整も含め、現在は停滞している部分があるが、一度仕切り直しをして、何を指すのかを再整備する必要がある。有識者の知見も借りながら、改めて協議の場を設け、前向きに進めていきたい、との答弁が町長からあった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の策定について」

本町の過疎地域持続的発展計画について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、新たな計画を策定するもので、計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日の5か年。

主な事業計画は、町道千本線改良工事、町道上野尻線改良工事、上林トンネル改修工事負担金、浄水設備更新工事、環境衛生センター車両保管庫整備、小型動力ポンプ付積載車整備、老人保健施設あけぼの屋上雨漏り修繕工事、医療機器整備事業、高齢者移動支援事業、予防接種事業などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号「久万高原町辺地総合整備計画の策定について」

本町の辺地総合整備計画について、現行計画の期間が今年度末で終了するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき策定するもので、新たに策定する期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日の5か年。

策定する辺地は、黒藤川辺地（森林基盤道長崎明神山線）、西谷辺地（町道四国カルスト高原線ほか）、中津辺地（林道湖畔線ほか）の3辺地などとなっ

ています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

森委員長、お引き取りください。

議 長

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第39号、議案第40号、議案第41号につきまして、3月6日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第39号「第3次久万高原町総合計画の策定について」

先ほど基本計画、目指す将来像、本計画の趣旨については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

審査では、各戦略の連携や目標達成プロセスを可視化するために、財務、顧客、業務プロセス、学習の視点を持つバランススコアカードのような手法を活用しているか。また、共通指針を各課の施策に反映させるため、ノーコードツール等を活用すべきではないか、との質疑に、現在はバランススコアカード的な手法は取り入れていないが、今後はその視点を取り入れながら実行していきたい。

また、ノーコードツールの活用についても前向きに検討しており、各課が連携して計画に取り組む体制を整えたい、との答弁があった。

計画の中には、町の中には仕事の種がたくさんあり、お金も人も町の中を巡らせることができる、との記述があるが、現実には廃業が相次ぐ厳しい状況にある。仕事がないのは自己責任ともとられかねないのではないかと、この質疑に、現状が決して楽観視できない厳しい状況であることは認識している。記述は、既存の資源を工夫次第で稼ぐ力に変えていくという挑戦の決意を込めたもので、町内の循環を促したい、という意図を御理解いただきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の策定について」

計画期間、主な事業計画については、先ほど総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので省略いたします。

審査では、浄水施設更新工事であるが、具体的にどの地区の、どういう更新工事なのか、との質疑に、美川地区日野浦本組の浄水場改良工事である、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号「久万高原町辺地総合整備計画の策定について」

新たに策定する期間、策定する辺地については、先ほど総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

議長 各委員長の報告が終わりました。
これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。
議案第39号「第3次久万高原町総合計画の策定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第39号「第3次久万高原町総合計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第40号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の策定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号「久万高原町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第41号「久万高原町辺地総合整備計画の策定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「久万高原町辺地総合整備計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

お諮りします。

日程第38、議案第42号から、日程第39、議案第43号までの指定管理者の指定についてに関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第38、議案第42号から日程第39、議案第43号までの指定管理者の指定についてに関する2件は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

産業建設常任委員会に付託された議案第42号、議案第43号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第42号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するものです。

指定する施設は、総合管理室、農産物等直売所、地域食材供給レストラン、地域資源加工販売施設、多目的広場です。

指定する管理者は、株式会社さんさん久万高原。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっています。

審査では、天空の郷さんさんの指定管理期間が2か年とされているのはなぜか。なぜこれほど短い期間に設定したのか。何か制約や特別な理由があるのか、との質疑に、将来的な人材不足等を見据え、さんさん久万高原と道の駅を統括的に運営するDMO的な組織への移行を検討しているため、現在、両施設の合意形成を含め、検討の途上にあることから、議論を深めるための一定期間として2年間に設定した、との答弁があった。

施設ごとに経営体質が異なっており、DMO構想に固執して2年という短い期間を繰り返すのは、投資や経営の安定を阻害するのではないか。統合ありきではなく、そろそろ見極めをして経営に特化できる一定の期間を確保すべきではないか。方向性の決定を先延ばしにすべきではないと考えるが、いつ頃までに結論を出すのか、との質疑に、この2年間で一度の区切りとし、個別の方向へ進むのか、あるいは統合を見据えるのか。改めてスタートラインに立って結論を出したいと考えている。

指定期間の2年を全て使い切るつもりはなく、施設の運営側の不安を解消するためにも、可能な限り早期に結論を出し、その結果については議会へも報告していきたい、との答弁があった。

今回の指定管理者の選定に当たっては、町の諮問機関である町有観光施設経

営管理検討委員会で検討されたものと理解しているが、この2年間という期間設定についても、有識者である委員の方々は経営の方向性を踏まえ、スピード感を持って検討を進めていくという認識をしっかりと持っていると考えてよいのか、との質疑に、検討委員会では十分に説明を行い、一定の期間をもって結論を出すという方針については承知をいただいている。その共通認識の下で進めていきたいと考えている、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するもので、指定する施設は、地域食材展示即売施設。指定する管理者は、株式会社さんさん久万高原。指定の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本委員長、お引き取りください。

議長 委員長の報告が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については1件ずつ行います。

議長 議案第42号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定

管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第43号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さん
さん」の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第40、議案第44号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さん
さん」の指定管理者の指定について」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、瀧野 志議員、大原貴明議員の退場を
求めます。

(瀧野 志議員、大原貴明議員退場)

議長 本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日
産業建設常任委員会に付託された議案第44号につきまして、3月6日に委

員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第44号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するものです。

指定する施設は、地域情報提供室、体験展示研究室。

指定する管理者は、一般社団法人久万高原町観光協会。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本委員長、お引き取りください。

議長 議案第44号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
したがって、議案第44号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。
瀧野 志議員、大原貴明議員、お入りください。

(瀧野 志議員、大原貴明議員入場)

議長

日程第41、議案第45号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」を議題とします。
本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日
産業建設常任委員会に付託された議案第45号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。
議案第45号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」
現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理

運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するものです。

指定する管理者は、株式会社みかわ。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

議案第45号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第42、議案第46号から、日程第43、議案第47号までの指定管理者の指定についてに関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第42、議案第46号から日程第43、議案第47号までの指定管理者の指定についてに関する2件は、一括議題にすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、高橋 誠議員の退場を求めます。

(高橋 誠議員退場)

議長 本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日

産業建設常任委員会に付託された議案第46号、議案第47号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第46号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するものです。

指定する施設は、地域食材展示即売施設。

指定する管理者は、一般財団法人柳谷産業開発公社。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号「久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するものです。

指定する管理者は、一般財団法人柳谷産業開発公社。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

議長 委員長の報告が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については1件ずつ行います。

議 長 議案第46号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第47号「久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第47号「久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。
高橋 誠議員、お入りください。

(高橋 誠議員入場)

議長 日程第44、議案第48号「小村農産物直売所の指定管理者の指定について」を議題とします。
本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。
産業建設常任委員会に付託された議案第48号につきまして、3月6日に委

員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第48号「小村農産物直売所の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するもので、指定する管理者は、西谷農産物直売所運営委員会。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

阪本委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

議案第48号「小村農産物直売所の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「小村農産物直売所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長

日程第45、議案第49号「町営土地改良事業の施行について」を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長

産業建設常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

産業建設常任委員会に付託された議案第49号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第49号「町営土地改良事業の施行について」

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業を行う場合には議会の議決を要することから、計画の概要について提案するものです。

事業の概要は、

- 1、事業主体 久万高原町
- 2、事業名 県単独補助土地改良事業上本組地区
- 3、所在地 久万高原町上黒岩
- 4、工種 農業用排水施設
- 5、事業量 延長140メートル

6、予定事業費 560万円

7、予定工期 令和8年度となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本委員長、お引き取りください。
委員長の報告が終わりました。
議案第49号「町営土地改良事業の施行について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「町営土地改良事業の施行について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第46、議案第50号「松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長 総務文教厚生常任委員会議案審査結果報告書 令和8年3月13日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第50号につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告します。

議案第50号「松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」

地方自治法第252条の2第4項の規定により、その例によることとされる第1項の規定に基づき、平成28年7月8日に締結した松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結するもので、連携事業の推進体制等は、本協約を基に、中核都市松山市と、近隣自治体、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町が連携し、都市機能の集約とネットワーク化を図り、広域で経済、消防、子育てなどの施策に取り組むことで、圏域全体の経済と生活を維持、活性化させる目的となっています。

審査では、これまでも医療やごみ、し尿処理などで広域連携を進めてきた経緯があるが、過去にはごみの受入れ問題など課題も生じていた。

今後は市町村合併が現実的でない以上、この広域連携こそが唯一の道であるとする。今後も緊密な協議を重ね、さらなる連携強化を図りながら進めても

らいたい、との質疑に、圏域全体が盛り上がるのが本町の活性化につながり、ひいては愛媛県全体の発展に寄与するものと認識している。

さらなる連携を深め、よりよいまちづくりができるよう努めてまいりたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他では、最近の少雨により、各地域で水源の確保が困難になっている。もし火災が発生した場合、消防士としてはどのように対応するのか。水利不足に対する準備や対策は整っているのか、との質疑に、主要な消防水源の調査を事前に実施している。現時点でどこから水を取ることができるか、確認を行っており、対応できる体制を整えている、との答弁があった。

J Rの通学バスにおいて、朝の便で生徒が座れず、立ったまま乗車しているという状況が続いており、保護者からも心配する声がある。町として、例えば混雑する便の車両を大型化してもらうなどの具体的な方策や、J Rへの働きかけはできないか、との質疑に、J R側も、働き方改革や人員確保の困難といった課題を抱えていると聞いている。

町としては、常日頃からJ Rに対して改善の働きかけを行っているが、始発から立ったまま通学するような状況が続いているのであれば、可能な限りの改善に向けて、再度、協議を進めていきたい、との答弁があった。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
森委員長、お引き取りください。
委員長の報告が終わりました。
議案第50号「松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連

携協約の一部を変更する連携協約の締結について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「松山市及び久万高原町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

ここで4時10分まで休憩いたします。

(午後3時58分)

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。

(午後4時15分)

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 さきほど報告をいたしました議案第46号の報告の際に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

議長 地方自治法第117条の規定により、高橋 誠議員の退場を求めます。

(高橋 誠議員退場)

議長 ただいま、議案の説明の際の発言について、阪本委員長から発言の訂正をしたい旨、申出がありました。

訂正の発言を許します。

(阪本雅彦産業建設常任委員長を指名)

阪本委員長 先ほど報告いたしました議案第46号について、報告に誤りがありましたので、再度、報告をし直します。

議案第46号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある下記の者を引き続き指定管理者として指定するもので、指定する施設は、レストラン湖畔やなだに、ここが誤りでした。

指定する管理者は、一般財団法人柳谷産業開発公社。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長 訂正の説明がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第46号の説明理由の訂正を許可することに決定しました。
阪本委員長、お引き取りください。
高橋 誠議員、お入りください。

(高橋 誠議員入場)

議長 お諮りします。
お手元に追加議事日程が配付されています。
これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、議案第52号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 4月からの機構改革で、新たに森林GX推進室を設置するというのですが、現在まで風力発電計画をはじめ、脱炭素計画は既に2年を経過しております。断念をされた事業もあります。

当初からしっかりした、分かりやすい体制構築が必要だと、議会としても提案をしてきましたが、設置せずに、現状はいろんなことで混沌としておりますが、そういった中、なぜ今になって設置されようとするのか、理由の説明をお願いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

脱炭素の取組につきましては、御存じのように先行地域の指定といったところから、本格的に取り組み始めたところでございますが、今回、立ち上げるに当たっては、当然、町の重要課題といったところで、これまで課の中で設置しておりましたけれども、課のレベルに上げて、組織改革をしようというところでは。

組織改革をする理由は、以前からもそうですけれども、この脱炭素の取組、森林資源の活用といったところは、地域の強みを生かす重要な施策でもございますし、町としては重要課題の一つということで、今回、機構改革をするところでございます。

そのタイミングといたしましては、具体的に交付金等への手続でありますとか、そういったところがございます。そういったところで、実施部隊といった位置づけで、今回、機構改革をさせていただくというところでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 非常に苦しい答弁ですけれども、当然これもう1年半、あるいは2年前に、この課でありますとか、なぜ課かという、課とすることによって体制が整う。

整えなきゃいけないと、そういうことだと思います。

取ってつけたように、まちづくり戦略課のほうに構えておりましたけれども、当然、我々議会側から見ても、これで果たして、本当にこんな大きな事業、何十年に一度の事業が果たしてできるのかどうか、本当に疑問視しておりました。

現状は、我々が予想したとおりとは言いませんけれども、非常に混沌としている状況の中で、今も周回遅れでこういう課に引き上げると。これは本当に恥ずかしいような気がいたします。

それはさておき、この森林GXの取組の背景の中に、森林価値向上に向けた投資や、技術開発の連携とあります。

南予のほうでは、南予の自治体が既にリグニン、そういったものを民間とともに開発、そして実施段階にまでこぎ着けております。

こういったことも踏まえると、町もバイオ燃料等の開発に取り組む方向性をお持ちなのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

この木質バイオマス事業ですけれども、様々なバイオマスの可能性があると思います。今、非常に多くの課題を抱えておりますけれども、以前からバイオマス発電でありますとか、そういったところを今、軸に、町としては検討しておりますけれども、今、岡部議員が言われたバイオマス燃料といったところも、全国各地でもいろいろな動きはございますけれども、いろいろ課題は抱えながらといったところではあります。

具体的なところはございませんけれども、選択肢の一つとしては、あるというふうには認識はしております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 最後にさせていただきます。

このGXの中にもサプライチェーンというものが出ております。このサプラ

イチェーンの構築というのは、非常に大事なことでございます。現状もバイオマスの発電関係等々におきましても、このサプライチェーンというのは非常に重要でございます。

このサプライチェーンにおける取組に対して、より専門的な知見が必要になりますが、今回、課に昇格することによって、今までとどういふ対応が変わるとか、どういふレベルアップした対応ができるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思ひます。

今回、課に格上げすることによって、1点は、今回も事業で御説明させていただきましたけれども、愛媛県版脱炭素先行地域づくり事業、こういったところで、県からの支援といひますか、合わせて伴走をいただけると言つたところが一つ、狙いとしては、効果として出てくるというふうに思ひます。

それからもう一点は、やはり森林林業、町内の一番地域で重要な資源でもございまして、そういったところでは、行政に限らず関係する機関との人的な関係性といひますか、そういったところも、今回、課に格上げすることによって、展開が可能になるかといつたところを、今、模索をしているところでございまして。

議 長 そのほかございませぬか。

(森 博議員を指名)

森 議員 今回、行政組織条例を改正されることで、このことは非常に大事なことだと思ひますけれども。

2年前にも、令和6年4月に機構改革ございまして、行政組織条例を改正しております。最近、その町の条例でありますとかを確認するために、スマホでネット等を通して見られる方が多いと思ひます。私も、今現在の行政組織条例、

どんなになっているのか、確認してみたのですけれども、残念ながら、例規から入っていった見た条例は、課の組織として、ふるさと創生課が残っておったり、環境整備課が残っておったりしております。せっかくこうやって組織に基づいて、すぐ議会にかけて条例を改正するのであれば、そういったところもすぐ直るようになっておるべきだと思うのですけれども、それがまだ見られないというのは、何か原因があるのでございましょうか。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

条例改正、議決いただいた後、条例をネットのほうに、改正を行っていく状況ですが、それにつきましては、少し時間をいただいて改正をしておるところでございます。

基本的には、2か月後ぐらいには正しい条例が載っているというふうに思いますが、私、検索しても正しい情報で出ている部分もありますので、そこは調査をする必要があるというふうに考えておりますので、調査をさせていただいて、また後ほど、今日の回答にはなりません、後日、回答させていただいたらと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第52号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第2、議案第53号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第3、議案第54号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 繰越明許にした理由の説明をお願いします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長

岡部議員の質疑にお答えします。

当初は国の指針によりまして、令和7年度事業といたしまして実施が想定されておりましたが、その事業の中で、私どもの町の事務処理が支給決定日を処理年度として進めておりました。しかし、令和8年3月に国の指針が新たに示されまして、支払日が事業完了日となる指針がなされました。

それによりまして、処理年度によって現年度か次年度かという形に変わりますので、今回、4月に支払いが完了する分については、繰越明許の手続が必要ということで、今回、繰越の追加をさせていただくものでございます。

以上です。

議 長

そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第54号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「令和7年度久万高原町一般会計補正予算（第9

号) 」は、原案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第4、議案第55号「令和8年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(山内建設課長を指名)

山内課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第55号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「令和8年度久万高原町下水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第5、議案第56号「久万高原町監査委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案第56号「久万高原町監査委員の選任について」でございます。

久万高原町監査委員に、下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和8年3月13日提出 久万高原町長。

選任する方でございますが、

住所 久万高原町久万480番地。

氏名 菅 洋志。

生年月日 昭和25年10月30日生まれでございます。

提案理由ですけれども、監査委員、菅 洋志委員の令和8年3月31日付での任期満了に伴い、後任の監査委員の選任を行うものでございます。

菅 洋志氏は、人格が高潔で、町の財務管理、行政事務に優れた識見を有しており、引き続き代表監査委員お願いするものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ここ数回の議会における決算審査や一般質問にて、監査の在り方が問われ、

特に行政監査については、監査委員の答弁からも、十分に行われていないことが分かっております。

行政は、今後、専門性を高めるべきとして、外部監査導入も視野に入れ、しっかり取り組んでいくと答弁されていますが、今までの答弁を踏まえ、4月以降、どのように専門性ある監査体制構築をされていくのか。この構築は急務と考えますが、今後の作業工程をお聞きいたします。

議 長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。

監査委員、先ほど議員も言われましたとおり、外部監査につきましては、過去にも何度か答弁をさせていただいております。外部監査の導入につきましては、公認会計士ですとか、弁護士、そういった知見のある方を外部監査として、外部監査の導入が必要になってくるというふうに考えておりますので、そこにつきましては、理事者とも相談して、導入に向けて、なるべく早く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 導入に向けて取り組んでいくという、前向きの御検討でございます。

4月以降、もう既に例月監査も予定をされております。専門性ある監査体制構築の内容を、速やかに議会に報告すべきと考えます。急いで取組計画の概要について、当然、予算的なものもいろいろかと思しますので、速やかに議会に報告をいただけるということよろしいでしょうか。

副町長。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

12月議会等で御指摘のありました点については、決算監査、それから今、課題として指摘を受けておりますのは行政監査の分野だというふうに思います。これにつきましては、今までの監査の視点といいますか、あり方も少し変わってくるというところになりますので、非常に急ぐ必要はありますけれども、かつ、慎重な部分も出てくるかというふうに思っております。

予算を伴うことでもございますので、その辺りはタイミングも見ながら、そういう予算措置はさせていただきたいというふうに思っております。

どういったところに、どういった形で、外部監査のしていくかといったところも、外部監査と一口に申しましても、いろいろな手続なり、あと、どういう制度設計でやっていくのかといったところは、非常に重要な部分になってくるというふうに思いますので、速やかに実施はしていきたいというふうに思いますけれども、今少し時間をいただきたいというふうに思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 タイミングでという文言使われましたけれども、タイミングの問題よりも、もう既にこの監査の問題が出ておるわけですよ。当然、監査事務局等において、監査スケジュールの中に踏み込む。踏み込めば、当然、その外部監査をどういう形で入れるかというのは、当然、基礎的な部分として必要になってくると思うのですが、やるかやらないかなんですよ。

ですから、これちゅうちょしてましたら、これから実行される総合計画も、本当に絵に描いた餅になってしまいます。それを心配しておりますし、大型事業もあります。そういった検証もしていかなきゃいけないし、そのためにも、町のしっかりとした監査体制があるんだよということをお示しする意味でも、急いでいただくことが必要かと思えます。

再度答弁、お願いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

例月監査ございますし、それから12月の議会の際には、前年度の監査報告に対する御指摘もあったということで、決算後の監査、これも重要でございますので、それからあとは、タイミングとしては、岡部議員が言われましたように、総合計画の1年目というところもございますので、時間はいただきましたわけですが、当然、早急に検討はさせていただきたいというふうに思っております。

議長 そのほか。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第56号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号「久万高原町監査委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議長 追加日程第6、総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。
委員長の報告をお願いします。

(森 博総務文教厚生常任委員長を指名)

森委員長

令和7年度総務文教厚生常任委員会視察研修報告。

私がつくっております文書での研修報告を、少し要約して報告させていただきます。

総務文教厚生常任委員会では、町の財政力と住民の暮らし向上を目指し、まちと地域が一体となって取り組む事例研究を目的に、1月28日から30日までの3日間、九州方面で視察研修を行いました。

初めに、熊本県南小国町では、町出身の地域商社、株式会社SMO南小国によるDMO運営について調査しました。

人口約3,700人の小規模自治体でありながら、観光協会と物産館を統合し、外部人材も活用することで、物産館の黒字化や、ふるさと納税額を年間約1億円から約15億円へ大きく伸ばしています。

あわせて、移動販売や給食用食材の配送など、行政サービスを補完する役割も担っており、見つける・磨く・つなぐを基本とした地域づくりは、久万高原町にとっても大いに参考になる取組だと感じました。

次に、熊本県山鹿市では、農村型RMO菊鹿さきもり隊による集落維持活動について、説明を受けました。

棚田再生を中心に、農村RMO形成推進事業を活用し、農地保全、体験交流、農産物販売、高齢者支援、空き家対策など、多岐にわたる活動を展開しています。

本町においても、条件が整えば、国の補助事業を活用した地域づくりを検討する価値があると考えます。

最後に、福岡県みやま市では、自治体新電力による地域内経済循環の取組を視察しました。

市が出資する新電力会社を設立し、太陽光発電などによる電力を市民に供給、利用量に応じて地域通貨、みやまコインを付与する仕組みを構築しております。

新電力会社は黒字化を達成し、市への寄附も行っており、地域経済循環と生活支援の両立を実現しております。久万高原町が検討している木質バイオマス

発電や新電力事業などにおいても、参考とすべき事例であると感じました。

以上、視察研修の報告といたします。

議 長 森委員長、お引き取りください。

以上で、総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。 (午後 4 時 5 0 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 4 時 5 4 分)

ここでお諮りします。

時間延長をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって時間延長することに決定しました。

会議を続けます。

議 長 お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。

これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第 7、発議第 1 号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条

例の制定について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(森 博議員を指名)

森 議員 発議の趣旨説明

議 長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

森議員、お引き取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第1号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長 お諮りします。
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。
したがって、これで閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。 (午後 5 時 分)
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。
3月議会、新年度の骨格を定める大切な議会でしたが、それぞれ提案した議案につきましては、皆様方の御賛同をいただきましてありがとうございました。

またその中で様々な、今後の久万高原町の活性化に向けての貴重な提言をいただきましたこと、お礼を申し上げたいと思います。

人口減少問題をはじめ、様々な課題ございますけれども、明日をしっかりと見詰めながら、今後とも頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞ、議員各位の御協力を、重ねてよろしくお願い申し上げます。

時候も、今日は名残の雪も降っておりますけれども、いよいよ本格的な春が来るものと思います。

どうぞ議員の皆様方のますますの御活躍をお祈り申し上げ、3月議会のお礼の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年3月久万高原町議会定例会に提出されました議案は全て、滞りなく議了いたしました。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心な審議と、円滑な議会運営に御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部の皆さんにおかれましても、審議に対して、誠意ある御対応いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、季節は春へと向かい、町内でも卒業や新たな門出の時期を迎えようとしております。新年度を目の前に、町政運営においても様々な課題がございますが、町民の皆様の期待に応えるべく、議会としましても、引き続き努力してまいりたいと思っております。

執行部の皆さんにおかれましては、本定例会での議論や意見を十分に踏まえ、今後の町政運営に反映していただきますよう、お願いを申し上げます。

結びに、皆様の今後のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げ、本定例会の閉会の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、令和8年第2回久万高原町議会定例会を閉会します。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員